



まちづくり出前講座をご利用ください。

講座のテーマは町民の皆さんに自由に決めていただきます。また、町長とまちづくりについて直接語り合い、町と町民の皆さんと一緒にまちづくりを進めるための第一歩として、出前講座を利用してください。

◆対象

町内に住んでいる、または、通勤している3人以上の団体・グループが行なう集会などの場にお伺いします。なお政治、宗教、営利、会食等を伴う集会は除きます。

◆講座の内容

町の業務に関することならすべてお応えします。

◆開催準備

会場の予約・準備は講座申込者が行なってください。開催時間は、調整させていただく場合もありますが、町民の皆さんの希望に沿えるよう、お伺いします。会場費などの経費は申込者の方で負担してください。

◆申し込み方法

申込者の代表の方が、開催希望日の1か月前までに申込書を政策推進課、忠類総合支所地域振興課、札内支所、糠内出張所へ提出してください。

(申込書も備えつけてあります。電話、FAX、Eメールでも受け付けています。)

◆問い合わせ先

政策推進課 (0155-54-6610)

令和2年度に町民の皆さんから要望の多かった講座内容は・・・

- 防災に関すること
- 消費生活のトラブルと対策に関すること
- 保健・医療（健康づくりに）に関すること
- ごみに関すること
- 町長が語るまちづくりに関すること などです

50件、1,185人の皆さんに利用いただきました!

幕別町民のみなさんにお願ひする

## 新型コロナウイルス

## 感染防止行動の実践

## 基本行動

- 手洗い
- 咳エチケット
- マスクの着用
- 人との距離をとる



## 3つの場面での行動のポイント

## 1. 外出の際には

- 札幌市との不要不急の往来は控える  
※医療機関への通院、生活必需品の買い出し、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持に必要なものを除き、往来を控えてください。
- 「緊急事態宣言」および「まん延防止等重点措置」の対象都府県との不要不急の往来を控える
- 体調が悪いときには、外出を控える
- 重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を徹底する

## 緊急事態宣言 (R3.5.12 現在)

- 東京都 ○京都府 ○大阪府 ○兵庫県
- 愛知県 ○福岡県

## まん延防止等重点措置 (R3.5.12 現在)

- 埼玉県 ○千葉県 ○神奈川県
- 愛媛県 ○沖縄県 ○北海道
- 岐阜県 ○三重県

## 2. 飲食の際には

- 業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用する
- 「黙食」を実践する
  - ・食事は4人以内など少人数
  - ・短時間で
  - ・深酒せず
  - ・大声を出さず
  - ・会話のときはマスクを着用



## 3. 職場内では

- 業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践を進める
- 休憩場所など、感染リスクの高い場所での対策を徹底する
- テレワークや時差出勤を推進する

## 適切な外出と会話を

- 外出することは、日々の健康を維持するために重要です。
- 1日1回は人混みを避けて外出し、筋力が落ちないように心がけましょう。
- 外出しにくい方は、少なくとも1日に1回、家族や近隣の方などと電話をして、お互いに元気であるか確認したり楽しくお話ししたりすることも大切です。



## 幕別町公区活動保険制度



## 補償の内容

## ①損害賠償責任事故

公区及び町民が次の事故により、他人の生命、身体を害し、または財物を損壊したことにより、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- ・公区が所有、使用、管理する施設に起因する事故
- ・公区活動の遂行に起因する偶然な事故
- ・町民が公区活動に従事している間に生じた事故

## ②傷害事故

町民が公区活動に従事中または参加中に、急激かつ偶然な外来事故により、身体に傷害を被った場合に保険金を支払います。

公区の皆さんの活動を応援させていただきます。

公区の皆さんが公区活動中に、万一事故が起こった場合に、保険制度をつくることによって、安心して活動していただける環境を整備するため、「公区活動保険制度」を平成27年4月から実施しています。

## 保険の対象となる事故

「損害賠償責任事故」  
と  
「傷害事故」

「公区活動」とは、

- 1 公益的な活動であること
- 2 活動が継続的、計画的であること  
(年1回の行事や、新規行事も対象となります。)
- 3 営利を目的としない活動であること  
(活動に要する実費のみを支給する場合は対象となります。)

## 補償の対象とならない損害

## ①損害賠償責任事故

故意、戦争、変乱、暴動、騒擾、労働争議、地震、噴火、洪水、津波等の天災など

## ②傷害事故

故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為無資格運転、脳疾患、心神喪失、地震、噴火、津波、他覚症状のない腰痛頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）など

※その他約款上の規定によります。詳しくはお問い合わせください。事故の発生状況により適否を判断させていただきます。

## Q&A

公区の組織の中の子供会、女性部、老人会などが行う行事は対象になりますか？	子供会、女性部、老人会が独自で企画・立案した行事は対象になりませんが、公区としてその行事の運営費の一部を支給し、かつ公区として行事の運営に参加があった場合は対象になります。
公区行事のための準備や練習は対象になりますか？	会場設営のための準備や打ち合わせ等も対象になります。スポーツ大会や盆踊りの練習を個人で行っている場合は対象になりませんが、公区役員や当該行事の責任者が立ち会いのもとに行われる場合は対象になります。
行事の際の休憩、自由行動の取扱いはどうなりますか？	行事途中での休憩は対象となります。しかし、休憩中に当該行事を行っている場所から離脱して、私的な目的で活動した場合は対象になりません。また、自由解散後の個人の行動についても対象になりません。
行事などの会場への移動中の事故は対象になりますか？	会場と住居との間での事故は対象になります。ただし、通常の経路での事故を対象とし、私的目的で経路を逸脱した場合の事故は対象になりません。

### ①損害賠償責任事故

賠償の種類	賠償内容	補償限度額
対人賠償	他人の身体にけがをさせた場合	1 事故 1 人につき 3,000 万円
対物賠償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公区が所有、使用、管理する施設に起因する事故</li> <li>・公区活動の遂行に起因する偶然な事故</li> <li>・町民が公区活動に従事している間に生じた事故</li> </ul>	1 事故につき 1,000 万円

### ②傷害事故

補償金の種類	傷害内容	補償金額
死亡補償金	傷害事故（けが）を直接の原因として事故の日から 180 日以内に死亡した場合	200 万円
後遺障害補償金	傷害事故（けが）を直接の原因として事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合	傷害の程度に応じて 6万円～200万円
入院通院補償金	傷害事故（けが）を直接の原因として、入院または通院をし医師による治療を受けた場合（事故当日を含め 180 日以内に限ります。ただし入院日数は 180 日、通院日数は 90 日が限度です。）	1 日につき 入院 3,000 円 通院 2,000 円
手術補償金	傷害事故（けが）を直接の原因として事故の日から 180 日以内に手術を受けた場合	手術の種類に応じて 3万円～12万円

※免責金額はありません。

令和3年度

# 協働のまちづくり支援事業

- ・ 協働のまちづくり支援事業実施状況について … 1 P
- ・ 事業内容等の変更点について … 2 P
- ・ 交付金の交付実例 … 3 P
- ・ 説明資料 … 4 ~ 7 P
- ・ 協働のまちづくり支援事業交付申請書（様式1） … 8 P
- ・ 記載例（協働のまちづくり支援事業交付申請書） … 9 P

幕別町住民福祉部住民生活課住民活動支援係

電話 0155-54-6602

協働のまちづくり支援事業実施状況について

単位：円

事業区分・細目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
<b>1 公区活動支援事業</b>										
①公区案内板整備			3	97,707	1	28,189	3	137,700	4	107,324
②公区内地域サイン整備										
③公区備品等保管庫整備	1	93,222	2	110,000	1	97,844	2	13,067		
小計	1	93,222	5	207,707	2	126,033	5	150,767	4	107,324
<b>2 公区コミュニティ支援事業</b>										
①地域コミュニティ活動	5	159,762	9	354,967	9	400,425	9	402,160	2	76,086
②人材育成支援					13	4,300	10	3,270	7	2,680
小計	5	159,762	9	354,967	22	404,725	19	405,430	9	78,766
<b>3 公区環境美化支援事業</b>										
①環境美化	32	1,484,351	33	1,454,124	31	1,577,205	32	1,600,493	29	1,589,850
②環境改善	28	178,539	35	137,565	39	99,551	45	121,688	42	180,526
③公園等の管理	46	3,259,635	45	3,237,731	45	3,237,731	44	3,225,091	44	3,225,091
④主要農村道路景観維持管理	1	14,800	1	9,860	1	12,160	1	12,280		
⑤公区環境整備用機械導入	1	26,725	2	47,400					2	37,950
小計	108	4,964,050	116	4,886,680	116	4,926,647	122	4,959,552	117	5,033,417
<b>4 公区の助け合い活動支援事業</b>										
①雪かき支援	7	105,000	7	100,000	12	160,000	13	235,000	17	355,000
②雪堆積場確保	2	90,000	2	80,000	4	120,000	4	60,000	5	130,000
③地域内除雪機械導入					1	250,000				
④地域内排雪										
小計	9	195,000	9	180,000	17	530,000	17	295,000	22	485,000
<b>5 公区防災活動支援事業</b>										
①防災活動	7	477,392	8	171,055	12	493,503	11	435,405	4	350,133
②防犯活動			1	10,000			2	55,146		
小計	7	477,392	9	181,055	12	493,503	13	490,551	4	350,133
<b>6 公区資源回収支援事業</b>										
①資源回収実践地区協力交付金	77	4,058,200	77	4,084,100	78	3,822,500	77	3,712,400	75	3,444,300
合計	207	9,947,626	225	9,894,509	247	10,303,408	253	10,013,700	231	9,498,940

94.5      95.7   108.7      99.5   119.3      103.6   112.4      101.2   93.5      92.2

130	5,889,426	148	5,810,409	169	6,480,908	176	6,301,300	156	6,054,640
対前年比(%)		対前年比(%)		対前年比(%)		対前年比(%)		対前年比(%)	
91.5	95.6	113.8	98.7	114.2	111.5	104.1	97.2	88.6	96.1

令和3年度協働のまちづくり支援事業  
事業内容等の変更点について

3【公区環境美化支援事業：環境美化の見直し（しばざくらの苗等の購入に係る経費に対する補助の終了）】

[変更前]

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①環境美化	公園、近隣センター・忠類地区の公区会館への花壇苗の植栽	公区等	苗等の購入に係る経費	3分の2	40,000円	①花の苗、種子及び肥料の購入に係る経費を対象とし、花木、苗木及び永久木は除く。 ②花壇の管理に係る経費は対象としない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(様式1) 協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書</li> <li>・花壇等設置場所位置図</li> <li>・領収書</li> <li>・写真</li> </ul>
	道路植樹ますへの花壇苗植栽		苗等の購入に係る経費	1分の1	なし		
	公園、近隣センター・忠類地区の公区会館、道路植樹ますへの花壇苗の植栽		苗等の購入に係る経費	1分の1	100,000円	①しばざくらの苗及び肥料の購入に係る経費を対象とする。 ②花壇の管理に係る経費は対象としない。 ③1公区等につき年度内1回の交付とし、支援期間は令和2年度までとする。	

[変更後]

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①環境美化	公園、近隣センター・忠類地区の公区会館への花壇苗の植栽	公区等	苗等の購入に係る経費	3分の2	40,000円	①花の苗、種子及び肥料の購入に係る経費を対象とし、花木、苗木及び永久木は除く。 ②花壇の管理に係る経費は対象としない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(様式1) 協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書</li> <li>・花壇等設置場所位置図</li> <li>・領収書</li> <li>・写真</li> </ul>
	道路植樹ますへの花壇苗植栽		苗等の購入に係る経費	1分の1	なし		

## 協働のまちづくり支援事業交付金の交付事例

### ■公区コミュニティ支援事業【令和2年度実績 9件 78,766円】

公区のふれあいまつりや盆踊り等の備品の購入及び借入れに要した経費が対象となります。

事業例	対象となる主な経費
ふれあいまつり	テント購入費、カラオケに係る音響設備借入れ、焼肉に係る焼き台借入れ、綿あめ機・かき氷機借入れ
盆踊り	和太鼓、発電機、アンプ、マイク、やぐら設営用車両等のレンタル料
運動会	ワイヤレスマイク、アンプ購入費

### ■公区環境美化支援事業【令和2年度実績 117件 5,033,417円】

公園・近隣センター花壇苗の植栽、ごみ飛散防止ネットや刈払い機の購入費等の経費が対象となります。

事業例	対象となる主な経費
花壇苗の植栽	花の苗、種および肥料の購入費(花木や苗木は除きます)
ごみ飛散防止ネット及びカラス対策用ごみサークルの導入	ごみ飛散防止ネット(ネットに結ぶオモリも対象になります)の購入費、ごみサークルの購入または製作に係る経費



### ■公区防災活動支援事業【令和2年度実績 4件 350,133円】

防災計画の策定に係る経費や、防災計画に基づく防災訓練の実施に係る経費が対象となります。

事業例	対象となる主な経費
防災計画の策定	防災計画の策定に要する用紙・印刷・製本代 ※防災計画は、公区内全戸に配布することとします。）
避難用非常用持出袋の整備	新たに公区内全体で整備する購入費 ※防災計画の策定後に購入してください。 ※防災計画に基づき、非常持出品として持ち出し袋に同梱されている携帯ラジオなどを単品で購入する場合の経費についても対象とします。
防災計画による防災訓練等の実施に係る備品及び防災資機材の整備 (備品及び防災資機材、消耗品等)	防災訓練を行うために使用する、発電機・リヤカー・腕章・メガホン・三角巾・備品のレンタル料・講師謝礼などの経費 ※防災計画の策定後に実施してください。



協働のまちづくり支援事業説明資料〔令和2年度版〕

1 公区活動支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①公区案内板整備	公区内の案内板設置	公区	案内板の設置に係る経費	2分の1	50,000円	① 公区案内板(以下「案内板」という。)は住民に利便をもたらすために設置するものとする。 ② 案内板の新設、更新若しくは修繕に係る費用又は案内板作成に係る原材料費を対象とし、次に示す要件を満たすものであること。 (1) 案内板に商業広告の記載がないこと。 (2) 鉄骨又はこれに類する材質により作成し、長期の使用に耐えられるものであること。 ③ 案内板の設置は原則として1公区につき1基とする。ただし、公区を構成する世帯数(毎年4月1日現在の公区内の世帯数等調査票の世帯数とする。以下同じ。)が概ね100戸を超え、複数の案内板を設置する必要があると認められる場合においては、この限りでない。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・設置場所位置図 ・領収書 ・写真
②公区内地域サイン整備	農業者等による地域サインとしての公区住民統一看板の設置	公区	看板の設置に係る経費	2分の1	1基につき35,000円	① 農業者等とは、農業者、同一公区に居住する住民及び事業所等をいう。 ② 当該公区内の90%以上の農業者が設置するものであること。 ③ 看板は設置者の私有地内に設置する。 ④ 設置する看板は、公区内同一のデザイン(色、形状、大きさ等)とし、地域名及び世帯名を記載すること。 ⑤ 看板の制作及び設置に係る費用を対象とし、看板の修繕にかかる費用は除く。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・設置場所位置図 ・設計図 ・設置者一覧表 ・公区名簿 ・領収書 ・写真
③公区備品等保管庫整備	公区備品及び防災資機材保管庫の購入及び修繕	公区 複数公区	備品保管庫の購入に係る経費	2分の1	100,000円	① 公区が使用する備品保管庫購入及び修繕に係る費用を対象とする。 ② 備品保管庫に設置する棚等の購入及び修繕についても対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・設置場所位置図(別途管理者と協議を行うこと) ・領収書 ・写真
			備品及び防災資機材の保管庫の修繕に係る経費	2分の1	25,000円		
			防災資機材等保管庫の購入に係る経費	3分の2	200,000円	① 防災計画を有する公区であること。 ② 防災計画を有する複数公区での設置も対象とする。 ③ 基礎(地杭等)と倉庫は一体化したものであり、施錠できること。 ④ 倉庫内設置の収納棚も対象とする。 ⑤ 整備する倉庫に「防災倉庫」と明記すること。	

2 公区コミュニティ支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①地域コミュニティ活動	盆踊り・運動会等地域コミュニティに関する事業における備品等購入及び借入れ	公区 複数公区	備品の購入等に係る経費	3分の2	60,000円 複数公区での実施の場合、1公区につき50,000円	① 地域コミュニティの醸成を図るため実施される事業について、備品の購入及び借入に要した経費を対象とする。 ② 地域のコミュニティに関するいずれかの事業のうち、年度内1事業のみ対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・事業案内又は日程表 ・領収書 ・写真 ※補足説明 備品とはその性質又は形状を変えることなく比較的長期にわたって使用に耐えるものをいいます。
②人材育成支援	町が指定する研修会に参加	公区	研修会の参加に係る経費	2分の1	なし	① 交付金の対象となる研修会は町が指定したのものとする。 ② 研修会参加に係る交通費及び参加負担金を対象とする。 ③ 対象とする交通費は、公共交通機関を利用する場合は当該運賃とし、自家用車を利用する場合は、公共交通機関の運賃相当額とする。 ④ 1公区につき、2名までの参加とし、年1回とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・参加者名簿 ・領収書 ・研修会資料等の写し

3 公区環境美化支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①環境美化	公園、近隣センター・忠類地区の公区会館への花壇苗の植栽	公区等	苗等の購入に係る経費	3分の2	40,000円	① 花の苗、種子及び肥料の購入に係る経費を対象とし、花木、苗木及び永久木は除く。 ② 花壇の管理に係る経費は対象としない。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書)  ・花壇等設置場所位置図 ・領収書 ・写真
	道路植樹ますへの花壇苗植栽		苗等の購入に係る経費	1分の1	なし		
②環境改善	ごみ飛散防止ネット及びカラス対策用ごみサークルの導入	公区	ごみネットの購入、ごみサークルの購入または製作に係る経費	2分の1	各1セットにつき2,500円	① ごみ飛散防止ネット(以下「ネット」という。)及びカラス対策用ごみサークル(以下「サークル」という。)の配置場所は、公区が指定するごみ集積所とする。 ② ネット、サークルの管理者及び管理方法を定めること。 ③ ネットの代用品としての金網やネットに結ぶオモリも対象とする。 ④ サークルは、ごみ回収後に通行の妨げにならないよう収納が可能なものとする。 ⑤ サークルは、既製品の購入経費または製作に要した経費を対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書)  ・設置場所位置図 ・管理者及び管理方法 ・領収書(サークルを製作した際にはその材料内訳を添付) ・写真
③公園等の管理	公園及び地域管理パークゴルフ場清掃	公区	清掃を行った面積	定額 一箇所につき10,000円及び1㎡につき18円	なし	① 公区が管理する公園及び当該公園内に設置しているトイレを対象とするが、地域が設置管理を行うパークゴルフ場についても対象とする。	※交付申請書の提出は、必要ありません。 交付基準に基づき毎年6月に交付します。
	公園内のトイレ清掃		清掃を行った箇所	定額 1箇所につき11,000円	なし		
	千住川緑地帯・せせらぎ団地緑地、公営住宅周囲等清掃		清掃を行った面積	定額 一箇所につき10,000円及び1㎡につき6円	なし		
④主要農村道路景観維持管理	農村景観維持を図るための、主要農村道路の草刈等維持	公区 複数公区	草刈等維持を行った人数及び面積	定額 人数割 1,000円 作業割 3円/㎡	なし	① 町長が別に定める路線に対する公区住民自らが行う事業を対象とし、同一箇所にかかる事業の承認については、年度内につき1回を限度とする。 ② 要綱別表に掲げる基準のうち、人数割とは、当該事業を行った延べ人数とする。 ③ 要綱別表に掲げる基準のうち、作業割とは、片側幅2mについて、作業を行った延長とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書)  ・作業箇所図 ・作業面積 ・参加者名簿 ・写真
⑤公区環境整備用機械導入	刈払い機の導入	公区	刈払い機の導入に係る経費	2分の1	1台につき30,000円	① 機械の維持管理に係る経費は対象としない。 ② 機械の管理、使用の際は安全に充分配慮すること。 ③ 草刈り機、枝等粉碎機及び耕うん機の導入は、1公区につき1台を限度とし、導入後10年を経過するまで処分してはならない。 ④ 洗浄機購入に係る経費は、草刈り機を長期間利用することを目的とするため、草刈り機を所有している公区または所有する公区に限り購入経費を対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書)  ・機械保管場所位置図 ・管理者 ・領収書 ・写真
	草刈り機等の導入	公区	草刈り機(洗浄機を含む)の導入に係る経費	2分の1	草刈り機 250,000円 (洗浄機含む)		
	枝等粉碎機の導入	公区 複数公区	枝等粉碎機の導入に係る経費	2分の1	150,000円		
	耕うん機の導入	公区 複数公区	耕うん機の導入に係る費用	2分の1	50,000円		

4 公区助け合い活動支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①雪かき支援	高齢者の一人暮らし世帯及び高齢者世帯並びに単身障害者等の除雪支援	公区	除雪を行った戸数	定額 1戸につき 5,000円	なし	① 公区住民自らが公区内において行う事業を対象とする。 ② 交付の対象とする除雪戸数は実戸数とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書)  次の(1)または(2)のいずれか (1)①作業対象者名簿 ②写真(一戸単位) (2)作業実施報告書
②雪堆積場確保	市街地の空き地等における雪堆積場の確保	公区	堆積場の確保に係る経費	1分の1	堆積場1箇所 <sup>の面積</sup> 330㎡未満 10,000円以内 330㎡～660㎡未満 15,000円以内 660㎡以上 20,000円以内	① 市街地内又は市街地に隣接する私有地に設置する雪堆積場を対象とする。 ② 雪堆積場は、公区が土地所有者と協議し、契約等を行うものとする。 ③ 雪堆積場は、4戸程度の住民が利用できる土地を選定すること。 ④ 対象とする経費は土地の確保に係る額とする。ただし、要綱別表の交付基準に定める限度額を限度とする。 ⑤ 契約期間が満了したとき及び融雪後は、公区の負担により清掃等を行い、原状回復し土地所有者に返還することとする。 ⑥ 雪堆積場の排雪を行うときは、公区の負担による。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書)  ・契約書(写し) ・設置場所位置図 ・土地図面 ・領収書 ・写真
③地域内除雪機械導入	公区内の通学路等歩行者安全確保のための除雪及び近隣センター・忠類地区の公区会館除雪のための除雪機械及び小型融雪機械の導入	公区 複数公区	機械の購入に係る経費	1分の1	250,000円	① 交付金の対象となる機械の導入は、1公区につき1台を限度とし、導入後10年を経過するまで処分してはならない。 ② 機械の維持管理に係る経費は対象としない。 ③ 導入した機械は、雪かき支援事業において使用することもできることとする。 ④ 機械の管理、使用の際は安全に充分配慮すること。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書)  ・除雪路線図等 ・機械保管場所位置図 ・管理者 ・領収書 ・写真
④地域内排雪	公区内の道路及び交差点の安全確保のための排雪	公区	排雪に係る経費	2分の1	排雪区間1mにつき500円  交差点のみの排雪の場合は、4差路交差点34,000円、T字路交差点17,000円	① 市街地における排雪に係る経費を対象とする。 ② 同一路線又は交差点の排雪に対する交付金の交付は、年度内1回を限度とする。 ③ 排雪に係る契約等は、公区が行うこととする。 ④ 同一路線の排雪は、道路の片側につき、交差点を両端とする区間を1排雪区間とし、その区間全てを排雪する路線を対象とする。 ⑤ 排雪作業を行うにあたっては、安全に充分配慮すること。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書)  ・排雪路線図 ・領収書 ・写真 ※排雪を業者へ委託する場合は次の書類も必要とする ・契約書 ・安全管理者 ・道路使用許可申請書(写し)

5 公区防災活動支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①防災活動	防災計画の策定	公区	計画の策定に係る経費	1分の1	100,000円	① 防災計画を新たに策定する公区又は既に策定した公区を対象とする。 ② 防災計画は、町が別に示す計画を基本に策定し、公区内全戸に配布することとする。 ③ 策定した防災計画の変更等に係る経費は対象としない。ただし、町の計画等の改訂に伴う変更に係る経費は対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書)  ・領収書 ・防災計画書2部
	防災計画による避難用非常持ち出し袋の整備	公区	整備に係る経費	3分の1	1セットにつき1,000円	① 防災計画に基づき、新たに公区内全体で整備する避難用持ち出し袋の購入等に係る経費を対象とし、更新並びに避難用具等の追加及び補充については対象としない。 ※防災計画に基づき、非常持出品として持ち出し袋に同梱されている携帯ラジオなどを単品で購入する場合の経費についても対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書)  ・公区名簿 ・領収書 ・写真
	防災計画による防災訓練等の実施及び防災資機材の整備	公区 複数公区	訓練等の実施に係る備品及び防災資機材等の購入費用の経費	3分の2	100,000円	【訓練等の実施に係る備品及び消耗品】 ① 防災計画に基づく防災訓練の実施に係る経費を対象とする。 ② 防災訓練を実施する際は、安全に十分配慮し行うこと。  【防災資機材等の購入】 ① 防災計画に基づく資機材等の整備に係る経費を対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) 【訓練等の実施に係る備品及び消耗品】 ・参加者名簿 ・事業周知文又は日程表 ・領収書 ・写真 ※補足説明 ①備品とはその性質又は形状を変えることなく比較的長期にわたって使用に耐えうるものをいいます。 ②消耗品等として扱うものは、「鉛筆、消しゴム、紙などの文具類・三角巾などの医療及び試験研究用品等・腕章などの雑品・備品などのレンタル料・講師謝礼」です。 ③個人に配布するための物品は対象になりません。 【防災資機材等の購入】 ・保管場所 ・管理台帳 ・領収書 ・写真
		訓練等の実施に係る消耗品等の経費	1分の1	20,000円			
②防犯活動	地域防犯活動における防犯資機材の購入	公区	防犯資機材の購入に係る経費	3分の2	なし	① 地域防犯活動に係る防犯資機材の購入に要した経費を対象とする。 ② 原則として月に1回以上、かつ将来にわたって継続して防犯パトロールを行うこと。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書)  ・パトロール名簿 ・保管場所 ・管理台帳 ・管理者 ・領収書 ・写真

6 公区資源回収支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①資源回収実践地区協力交付金	有価物として再生利用の目的となる資源回収を実施した実践地区に対し、資源回収実践地区協力交付金を支給	実践地区	毎年1月1日から12月31日までの間に資源回収業者に売却した資源	定額 1kg当たり5円	なし	① 資源回収実践地区協力交付金要綱によるものとする。	・様式1 (資源回収実践地区協力交付金要綱)資源回収実践報告書兼交付金申告書

様式第1号（第3条関係）

協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書

年 月 日

幕別町長 飯田 晴義 様

幕別町

代表者

印

次のとおり協働のまちづくり支援事業を実施したので、関係資料を添えて申請します。

記

1 事業区分

事業	事業細目	事業費内訳	事業費	交付率	交付金額
公区活動支援事業					
公区コミュニティ支援事業					
公区環境美化支援事業					
公区助け合い活動支援事業					
公区防災活動支援事業					
合計					

※ 事業細目ごとに記入し、事業費内訳欄には、単価・数量等を記入してください。また、定額補助の場合は、公区戸数を記入してください。

※ 交付率欄には、別表の交付基準における交付率を記入し、定額交付の場合は「定額」と記入してください。

※ 契約が必要な事業又はその他証明等が必要な事業は、その書類を添付し、その他関係資料として、領収書の写し及び事業内容を証明できる写真等を添付してください。

2 振込先

口座名義	金融機関名及び店名	口座番号
		普通 当座

# 記載例

様式第1号（第3条関係）

## 協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書

年 月 日

幕別町長 飯田 晴義 様

事業ごとの交付申請  
金額をそれぞれ記入

事業費内訳を  
それぞれ記入

事業費総額を  
それぞれ記入

幕別町 〇〇公区  
代表者 公区長 〇〇〇〇 印

次のとおり協働のまちづくり支援事業を実施したので、関係資料を添えて申請します。

記

### 1 事業区分

事業	事業細目	事業費内訳	事業費	交付率	交付金額
公区活動 支援事業	公区備品保管 庫整備	備品保管庫購入（プレハブ物置 0.79坪・1棟×90,000円）	90,000円	2分の1	45,000円
公区コミュ ニティ支援 事業	地域コミュ ニティ活動	〇〇公区ふれあい祭り使用物品 借入れ（発電機1台7,000円、 カラオケ機材1式15,000円）	60,000円	3分の2	40,000円
公区環境美 化支援事業	環境美化	〇〇公園花壇に花の植栽 面積60㎡×8本/㎡×80円	38,400円	3分の2	25,600円
公区助け合 い活動支援 事業	雪かき支援	老人一人暮らし世帯等の除雪支 援（除雪先3戸×5,000円）	15,000円	定額	15,000円
公区防災活 動支援事業	防災活動	防災計画の策定（200冊×150円）	30,000円	1分の1	30,000円
		防災計画による防災訓練の実施 （タンカ購入・2台×22,500円）	45,000円	3分の2	30,000円
合計			278,400円		185,600円

※ 事業細目ごとに記入し、事業費内訳欄には、単価・数量等を記入してください。また、定額補助の場合は、公区戸数を記入してください。

※ 交付率欄には、別表の交付基準における交付率を記入し、定額交付の場合は「定額」と記入してください。

※ 契約が必要な事業又はその他証明等が必要な事業は、その書類を添付し、その他関係資料として、領収書の写し及び事業内容を証明できる写真等を添付してください。

### 2 振込先

口座名義	金融機関名及び店名	口座番号
〇〇公区	〇〇信金 〇〇支店	普通 当座 1 2 3 4 5 6

# 「行政区のあり方」に関する公区長への聞き取り調査について

(結果概要)

## 実施目的

町では、令和2年3月に、各地域の運営方法や現状等について伺うことを目的とした「行政区内における活動実態調査」を、全公区長を対象に行ないました。(回答数:106/113(回答率:93.8%))

この調査の設問の中で「行政区内の町内会の有無」を確認したところ、「町内会がある」と回答した地域が59地域、「町内会がない」と回答した地域が43地域という集計結果となりました。

今後、「行政区のあり方」を検討していく上で、「行政区」と「町内会」について共通認識を持ち、「行政区」と「町内会」のそれぞれが抱える課題などを整理して、検討を進めていくことが必要であります。

このため、改めて、地域における実態を詳細に把握することを目的に、「地域の現状・課題」や「行政区制度の今後の見直しの方向性(意向)」について、全公区長に聞き取り調査を実施したものであります。

## 調査期間

令和2年12月21日～令和3年2月2日

## 調査対象

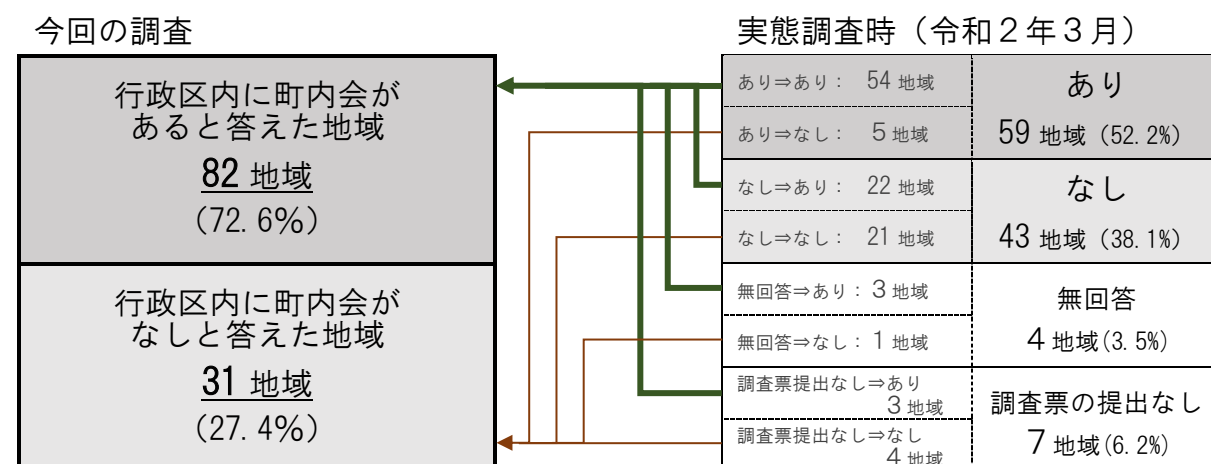
公区長113名

## 調査方法

公区長に直接聞き取り  
(自宅訪問・窓口での聞き取り107件、電話での聞き取り6件)

## 1 「町内会の有無」 集計結果

「行政区と町内会のちがひ」について説明を行なった上で、各行政区内に町内会(任意組織)が存在するか聞き取りを行ないました。



※ 令和2年3月に実施した「行政区内における活動実態調査」時より、「町内会あり」が23件増加し、「なし」が12件減少しました。

## 2 「行政区制度の今後の見直しの方向性(意向)」 集計結果

今後「行政区制度の見直し」の方向性を町で検討していく上で、現在各公区長がどのような意向を持っているか聞き取りを行ないました。

現行の制度のまままでよい	現行の制度を基本に、一部見直しが必要 ※ <sup>1</sup>	町内会への移行を望む	判断がつかない/わからない	その他 ※ <sup>2</sup>
72 (63.7%)	19 (16.8%)	9 (8.0%)	12 (10.6%)	1 (0.9%)

※<sup>1</sup>「現行の制度を基本に、一部見直しが必要」と答えた方が挙げた見直しが必要な点

〔公区長の身分や業務の見直し、行政区運営費(公区長活動費)の見直し、広報紙の配布方法の見直し、行政区の区域の見直し 等〕

※<sup>2</sup>「その他」と回答した方の意見詳細

〔協働のまちづくりとして、地域に行政の役割を一部担ってもらう考え方は理解する。しかし、地域の現状としては担い手の減少や高齢化でそれを担うのが難しいので、行政区制度の事で言えば、広報紙の配布等の公区長の業務は町で行うべきと思う。〕

## 3 「行政区」に対する考え方 集計結果

各公区長から「行政区制度の見直し」について聞き取りを行なった中で、現在幕別町において設置されている「行政区」の必要性についてどのような意向を持っているか、分類集計を行ないました。

行政区は必要	行政区は不要 ※ <sup>3</sup>	特に意見なし	判断がつかない/わからない
11 (9.7%)	1 (0.9%)	89 (78.8%)	12 (10.6%)

※<sup>3</sup>「行政区は不要」という内容を答えた方の意見詳細

〔行政区の区割りをなくしても、行政運営上、大きな支障は無いのでは。また、公区長の業務は実質広報配布だけなので、公区長活動費を廃止し、その浮いた財源を利用して町で広報を配布すれば良い。〕

## 4 「公区長」に対する考え方 集計結果

各公区長から「行政区制度の見直し」について聞き取りを行なった中で、現在各行政区の代表として置いている「公区長」の必要性についてどのような意向を持っているか、分類集計を行ないました。

公区長は必要	公区長は不要	判断がつかない/わからない
91 (80.5%)	10 (8.9%)	12 (10.6%)

# 「行政区のあり方」に関する 公区長への聞き取り調査について

## 結果概要

### 実施目的

町では、令和2年3月に、各地域の運営方法や現状等について伺うことを目的とした「行政区内における活動実態調査」を、全公区長を対象に行ないました。

この調査の設問の中で「行政区内の町内会の有無」を確認したところ、「町内会がある」と回答した地域が59地域、「町内会がない」と回答した地域が43地域という集計結果となりました。

今後、「行政区のあり方」を検討していく上で、「行政区」と「町内会」について共通認識を持ち、「行政区」と「町内会」のそれぞれが抱える課題などを整理して、検討を進めていくことが必要であります。

このため、改めて、地域における実態を詳細に把握することを目的に、「地域の現状・課題」や「行政区制度の今後の見直しの方向性（意向）」について、公区長に聞き取り調査を実施したものであります。

### 調査期間

令和2年12月21日～令和3年2月2日

### 調査対象

公区長 113名

### 調査方法

公区長に直接聞き取り

〔 自宅訪問・窓口での聞き取り 107件  
電話での聞き取り 6件 〕

幕別町住民福祉部住民生活課 住民活動支援係



### 1. 「町内会」の有無

幕別町全域 (n=113)

行政区内に町内会があると答えた地域	82 地域 (72.6%)
行政区内に町内会がないと答えた地域	31 地域 (27.4%)

### 2. 「行政区制度の今後の見直しの方向性（意向）」

幕別町全域 (n=113)

1. 現行の制度のままでよい	72 地域 (63.7%)
2. 現行の制度を基本に、一部見直しが必要	19 地域 (16.8%)
3. 町内会への移行を望む	9 地域 (8.0%)
4. 判断がつかない/わからない	12 地域 (10.6%)
5. その他	1 地域 (0.9%)

### 3. 「行政区」の必要性

幕別町全域 (n=113)

1 「行政区」が必要と考えている	11 地域 (9.7%)
2 「行政区」が不要と考えている	1 地域 (0.9%)
3 「行政区」の必要性について、言及無し	89 地域 (78.8%)
4 「行政区」の必要性について、わからない	12 地域 (10.6%)

### 4. 「公区長」の必要性

幕別町全域 (n=113)

1 「公区長」が必要と考えている	91 地域 (80.5%)
2 「公区長」が不要と考えている	10 地域 (8.9%)
3 「公区長」の必要性について、わからない	12 地域 (10.6%)



# 「行政区」と「町内会(任意組織)」のちがいを

**行政区** 町の行政事務(小中学校の学区や選挙の投票所など)を円滑に行うために、町が設置している区域のことをいいます。  
現在は町内を113の行政区に分けており、町民はいずれかの行政区に属しています。

→ **公区長** 行政区内の住民から当該行政区の代表として推せんの方。  
(町長は公区長に下記の事務を依頼することができます)

公区長に依頼している事務

- 行政区の運営に関する事
- 町の事業の連絡調整に関する事
- 行政区に関わる調査(行政区内の世帯数の聞き取りなど)等に関する事
- 町の広報紙や文書(学校だより、交番だよりなど)等の行政区内住民への配布・回覧
- 公区長会議(年2回)等の町が招集する会議等への出席
- 町政の周知に関する事
- など

行政区  
町が設置  
113地区

**町内会(任意組織)** 地域コミュニティを形成・維持するための組織で、活動に賛同する地域内住民で構成されているものをいいます。  
それぞれの組織ごとに規約を定め、住民主体となっている様々な活動を行っています。

→ **町内会長(任意組織の代表)** 町内会(任意組織)を代表する方。  
(地域内賛同者で選出されます)

町内会の主な活動例(任意組織)

- 地域防災訓練
- 防犯パトロール
- 町内会報等の発行
- 地域内の清掃活動
- 地域内の草刈り
- 地域内の見守り活動
- 地域内の花壇整備
- 地域内の除雪活動
- 敬老行事
- 子ども会
- お祭りや運動会などのレクリエーション
- サークル活動
- など

町内会長  
町内会  
賛同者で組織

## 「公区」とは？

**町の基本的な考え**  
「公区」と「行政区」は同じものです。

行政区 = 公区

**現状においては**  
町内会(任意組織)を「公区」と称している実態もあります。

公区 = 町内会

行政区	町内会(任意組織)
町の行政事務(小中学校の学区や選挙の投票所など)を円滑に行うために、町が設置している区域のことをいいます。	地域コミュニティを形成・維持するための組織で、地域内の活動に賛同する町民で構成されているものをいいます。
町民はいずれかの行政区に属しています。	地域内の活動に賛同する町民で構成されます。
根拠となるもの 幕別町行政区設置条例(施行規則)	根拠となるもの 町内会(任意組織)が定める規約など
公区長 <b>なし</b>	代表 <b>あり</b> <small>※任意組織ごとに定める規約による。</small>
町が公区長に依頼していること	町内会(任意組織)の主な活動
行政区の運営に関する事 町政の周知に関する事 町の事業の連絡調整に関する事	地域防災訓練 防犯パトロール 町内会報の発行 地域内の草刈り
行政区に関わる調査(行政区内の世帯数の聞き取りなど)等に関する事	地域内の清掃活動 地域内の花壇整備 地域内の見守り活動
公区長会議(年2回)等の町が招集する会議等への出席	地域内の除雪活動 敬老行事 子ども会 サークル活動
町の広報紙や文書(学校だより、交番だよりなど)等の行政区内住民への配布・回覧	お祭りや運動会などのレクリエーション など

**パターン①** 行政区と町内会(任意組織)が存在し、公区長と町内会長は別の人。

○×行政区 (公区長) ××町内会(任意組織) (代表)

**パターン②** 行政区と町内会(任意組織)が存在し、公区長と町内会長が同じ人。

○×行政区 ××町内会(任意組織) (代表兼町内会長)

**パターン③** 行政区だけがある。(町内会はない)

○×行政区 ※町内会なし (公区長)

**パターン④** 行政区の中に複数の町内会(任意組織)がある。

○×行政区 △△町内会(任意組織) (代表) ××町内会(任意組織) (代表)

**パターン⑤** 町内会(任意組織)が複数の行政区にまたがって組織されている。

××町内会(任意組織) (代表) ○○行政区 (公区長) □□行政区 (公区長)

**パターン⑥** その他

その他

# 1. 「町内会の有無」 集計結果

「行政区と町内会（任意組織）のちがいが」（P1掲載資料）について説明を行なった上で、各行政区内に町内会（任意組織）が存在するか聞き取りを行ないました。

## 全体集計

幕別町全域 (n=113)		(実態調査時の回答)	
行政区内に町内会があると答えた地域	82 地域 (72.6%)	59 地域 (52.2%)	
行政区内に町内会がないと答えた地域	31 地域 (27.4%)	43 地域 (38.1%)	
無回答	0 地域 (0%)	4 地域 (3.5%)	(調査票の提出なし：7地域)

## 地域別集計

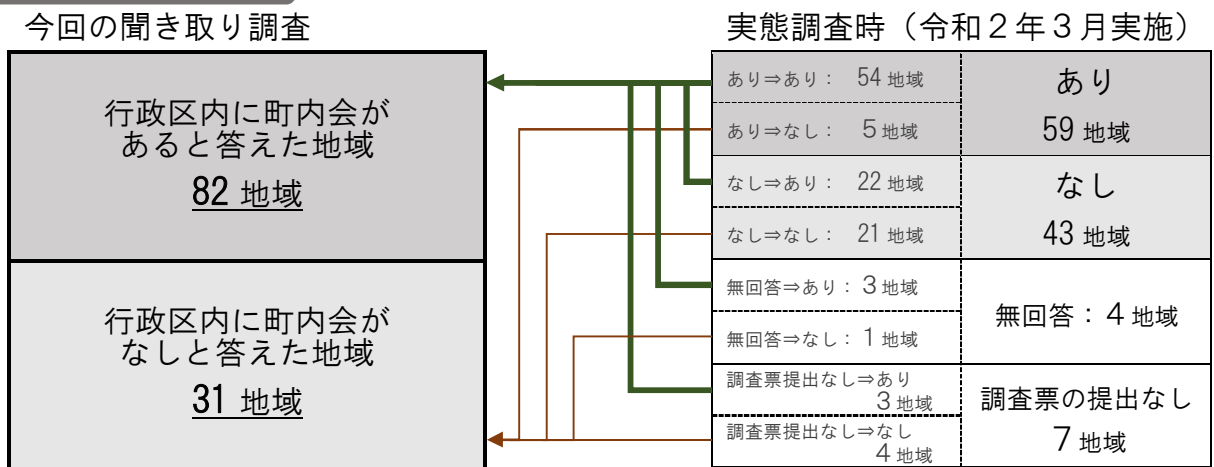
幕別市街 (n=20)		(実態調査時の回答)	
町内会：あり	20 地域 (100%)	12 地域 (63.2%)	
町内会：なし	0 地域 (0%)	5 地域 (26.3%)	
無回答	0 地域 (0%)	2 地域 (10.5%)	(調査票の提出なし：1地域)

札内市街 (n=41)		(実態調査時の回答)	
町内会：あり	39 地域 (95.1%)	30 地域 (73.2%)	
町内会：なし	2 地域 (4.9%)	10 地域 (24.4%)	
無回答	0 地域 (0%)	1 地域 (2.4%)	(調査票の提出なし：0地域)

農村地域 (n=38)		(実態調査時の回答)	
町内会：あり	20 地域 (52.6%)	10 地域 (29.4%)	
町内会：なし	18 地域 (47.4%)	23 地域 (67.7%)	
無回答	0 地域 (0%)	1 地域 (2.9%)	(調査票の提出なし：4地域)

忠類地域 (n=14)		(実態調査時の回答)	
町内会：あり	3 地域 (21.4%)	7 地域 (58.3%)	
町内会：なし	11 地域 (78.6%)	5 地域 (41.7%)	
無回答	0 地域 (0%)	0 地域 (0%)	(調査票の提出なし：2地域)

## 実態調査時の回答との比較



## 結果概要

今回の聞き取り調査の結果では、実態調査時と比較して「町内会がある」と回答した地域が23地域増加、「町内会がない」と回答した地域は12地域減少しました。全体の回答割合を見ると、幕別町の約7割の行政区（82行政区）において、町内会（任意組織）が存在するという結果となっています。特に、市街地（幕別+札内）においては、61行政区中59行政区（96.7%）が「町内会がある」と回答しており、市街地のほぼ全域で任意組織が形成されていることがわかりました。

一方で、農村地域と忠類地域においては、「行政区内に町内会（任意組織）がない」と答えた行政区が他の地域に比べ多く見られ、忠類地域においては、「町内会がない」と答えた行政区が、実態調査時より6件増加し、約8割の地域で町内会（任意組織）が存在しない結果となりました。

## 行政区（公区長）と町内会（町内会長）の関係性 聞き取り結果

町内会の有無を確認した上で、地域内の「行政区」と「町内会」、および「公区長」と「町内会長」の関係性について、下記6パターンから選択していただき確認を行ないました。



## (集計結果)

幕別町全域 (n=113)	
パターン① 行政区と町内会（任意組織）が存在し、公区長と町内会長は別の人	0 地域 (0%)
パターン② 行政区と町内会（任意組織）が存在し、公区長と町内会長が同じ人	82 地域 (72.6%)
パターン③ 行政区だけがある（町内会はない）	31 地域 (27.4%)
パターン④ 行政区の中に複数の町内会がある	0 地域 (0%)
パターン⑤ 町内会（任意組織）が複数の行政区にまたがって組織されている	0 地域 (0%)
パターン⑥ その他	0 地域 (0%)

## 結果概要

「町内会がある」と答えた82地域のすべてが「公区長と町内会長が同じ人」と回答しました。また、1つの行政区に2つ以上の町内会（任意組織）が存在しないこともわかりました。

## 2. 「行政区制度の今後の見直しの方向性（意向）」 集計結果

今後「行政区制度の見直し」の方向性を町で検討していく上で、現在各公区長がどのような意向を持っているか聞き取りを行ないました。

### 全 体 集 計

幕別町全域 (n=113)

1. 現行の制度のままでよい	72 地域 (63. 7%)
①現状で困っていない/現制度で問題はない。	59 地域
②行政区制度に賛成。	4 地域
③町が設置した「公区」という認識であり、町内会制になるとその意識が薄くなり「任意組織」に近くなるため、地域コミュニティが維持できなくなる可能性がある。よって、現行の制度のままでよい。	5 地域
④制度を一部見直したところで、地域の現状は変わらない（または悪化する）ため、現状維持でよい。	2 地域
⑤制度は現行のままでよいが、町内会の運営方法を改めるべき。	2 地域
2. 現行の制度を基本に、一部見直しが必要	19 地域 (16. 8%)
①公区長の身分や業務について [今の公区長の役割や業務であれば非常勤特別職が身分としてふさわしい/札内地域を4つ程に分けた中から公区長を選出するよう改め、公区長の権限も現在より強くした方がよい]	2 地域
②行政区運営費（公区長活動費）について [香典等の支出があると、現状の戸数割では公区長活動費が足りない/公区長の業務は地域で自主的に行なうべきものと思うので、公区長活動費を減額（廃止）して公区運営費を増額した方がよい/公区長の業務は大変ではないので公区長活動費は廃止したほうがよい/公区長活動費を個人で受け取ることは本来でない/公区長活動費の振込先に個人の口座を指定できるのはおかし/公区長活動費は高すぎるので金額を考えるべき/公区長活動費を公区長の仕事に見合った金額に見直すべき（今は高すぎる）]	7 地域
③広報紙の配布について [広報紙は町で配ってくれると手間が減る（他1地域）/広報紙の配布が班長を含め大きな負担になっているので、町で配布して欲しい/世帯の減少や高齢化によって地域で対応できないので、広報紙は町で配って欲しい]	4 地域
④行政区の区域について [活動実態に基づいて区割りをすべき（113地区⇒半分程度に）/行政区内の世帯数が減ってきているので、行政区の統合が必要（他2地域）/町としても地区の再編成を検討して欲しい/113行政区は多すぎる]	6 地域
⑤その他 [情報共有のため公区の連合組織を作ってはどうか/地域担当職員を置くなどして行政が手を入れるべき/公区長会議は町政の報告会になっており必要性を感じないので、もっと議論ができるような形式にした方がよい]	3 地域
※ 複数の見直しを望む回答もあったため、①～⑤の合計数（22件）は「一部見直し」と回答した19地域と一致しない。	
3. 町内会への移行を望む	9 地域 ( 8. 0%)
①公区長という立場がなくても、地域活動（広報紙の配布等）は町内会で行える。（公区長という立場だから、誰もやりたがらなく担い手が見つからない可能性もあるのでは）	
②町内会に移行となれば、町内会加入者のことだけを考えればよく、気持ちが高まるので、公区長を廃止し、公区長の業務を町内会に依頼すべき（未加入者は町で対応）。	
③町内会に移行しても運営に何も影響は無いと思う。他の町から転入してきているので、公区長というものに違和感がある。町内会のみという市町村が大半では。	
④事務を、条例において「公区長」に依頼するとなっているが、実態としては「自治会」として活動しているため、公区長の業務を「自治会」に依頼する方がすっきりするのではないかと。	

- ⑤近隣センターの管理以外は行政区の必要性を感じていない（近隣センターは行政区全員を対象に管理されるべき）ので、町内会へ移行し、近隣センターの管理の仕方も改めて検討するのが良い。小さい範囲の方が顔もわかり活動しやすく、会長等の担い手も探しやすいと思うので、町内会の数を今より増やす形式が良いと思う。行政区の数を減らして、町内会を増やしてはどうか。
- ⑥「町内会長」という意識で活動しており、「公区長」という意識はほとんどない。あくまでも、地域コミュニティの町内会活動を重要視しているため「公区長」が重要とは思わない。
- ⑦行政区の区割りをなくしても、行政運営上、大きな支障は無いのでは。また、公区長の業務は実質広報紙の配布だけなので、公区長活動費を廃止し、その浮いた財源を利用して町で広報紙を配布すれば良い。
- ⑧今も町内会として任意加入者を範囲とした活動をしており、住民も「町内会」の意識しかないため、町内会への移行を望む。
- ⑨現状町内会として活動しているので、町内会に移行しても良い。

4. 判断がつかない/わからない	12 地域 (10. 6%)
①現状町内会として活動しており、移行しても現状と変わらないため、判断がつかない。	2 地域
②どうすれば良くなるのか、わからない。	6 地域
③制度はどのような形でもよい。ただ、過疎化や高齢化等の課題は地域で抱えているので、解決策を検討して欲しい。	2 地域
④町の方針がないと、判断がつかない。	2 地域
5. その他	1 地域 ( 0. 9%)
①協働のまちづくりとして、地域に行政の役割を一部担ってもらおう考え方は理解する。しかし、地域の現状としては担い手の減少や高齢化でそれを担うのが難しいので、行政区制度の事で言えば、広報紙の配布等の公区長の業務は町で行うべきと思う。	

### 地 域 別 集 計

幕別市街 (n=20)

現行の制度のままでよい	11 地域 (55. 0%)
現行の制度を基本に、一部見直しが必要	4 地域 (20. 0%)
町内会への移行を望む	3 地域 (15. 0%)
判断がつかない/わからない	2 地域 (10. 0%)
その他	0 地域 ( 0%)

札内市街 (n=41)

現行の制度のままでよい	22 地域 (53. 7%)
現行の制度を基本に、一部見直しが必要	8 地域 (19. 5%)
町内会への移行を望む	6 地域 (14. 6%)
判断がつかない/わからない	5 地域 (12. 2%)
その他	0 地域 ( 0%)

農村地域 (n=38)

現行の制度のままでよい	25 地域 (65. 8%)
現行の制度を基本に、一部見直しが必要	7 地域 (18. 4%)
町内会への移行を望む	0 地域 ( 0%)
判断がつかない/わからない	5 地域 (13. 2%)
その他	1 地域 ( 2. 6%)

忠類地域 (n=14)

現行の制度のままでよい	14 地域 (100%)
現行の制度を基本に、一部見直しが必要	0 地域 ( 0%)
町内会への移行を望む	0 地域 ( 0%)
判断がつかない/わからない	0 地域 ( 0%)
その他	0 地域 ( 0%)

### 結 果 概 要

「現行の制度のままでよい」が最も割合の大きい回答となりました（全体の63.7%）。地域別にみても、全地域において最も割合の大きい回答は「現行の制度のままでよい」となっています。

また、現行制度の存続を基本と考える意見（現行の制度のままでよい+現行の制度を基本に、一部見直しが必要）の割合は、全体の約8割を占める結果となりました。特に、農村地域と忠類地域では、「現行の制度のままでよい」の占める割合が大きく、忠類地域ではすべての公区長が「現行の制度のままでよい」と回答しました。

「町内会への移行を望む」と回答した地域は、9地域ありました。その主な内容としては「実態として町内会を主軸に活動しているため、町内会制に移行した方がよい」といったものでした。

その他の意見として、公区長の業務は町で行うべきという意見が1件ありました。

### 3. 「行政区」に対する考え方 集計結果

各公区長から「行政区制度の見直し」について聞き取りを行なった中で、現在幕別町において設置されている「行政区」に対してどのような考え方を持っているか、分類し集計を行いました。

#### 全体集計

幕別町全域 (n=113)

1 「行政区」が必要と考えている	11 地域 (9.7%)
①行政区がなくなり完全に任意組織だけとなった場合、脱退する人が増え、地域を維持できなくなるため、行政区は必要。	5 地域
②行政区（及び公区長）があることで、町内会未加入者をフォローできる仕組みとなっている。	3 地域
③住民が活動する上で利便性が良い区割り（行政区）は必要。	1 地域
④近隣センターは町内会の加入・未加入に関わらず管理されるべきものなので、「行政区」という区割りの考え方は必要。	1 地域
⑤農村地域等は、行政区があることで、地域をまとめることが出来ていると思う。	1 地域
2 「行政区」が不要と考えている	1 地域 (0.9%)
⑥行政区をなくしても、行政運営上、大きな支障は無いのでは。また、公区長の業務は実質広報紙の配布だけなので、公区長活動費を廃止し、その浮いた財源を利用して町で広報紙を配布すれば良い。	
3 「行政区」の必要性について、特に意見なし	89 地域 (78.8%)
4 「行政区」の必要性について、わからない	12 地域 (10.6%)

#### 地域別集計

幕別市街 (n=20)

「行政区」が必要と考えている	4 地域 (20.0%)
「行政区」が不要と考えている	0 地域 (0%)
「行政区」について、特に意見なし	14 地域 (70.0%)
「行政区」の必要性について、わからない	2 地域 (10.0%)

札内市街 (n=41)

「行政区」が必要と考えている	6 地域 (14.7%)
「行政区」が不要と考えている	1 地域 (2.4%)
「行政区」について、特に意見なし	29 地域 (70.7%)
「行政区」の必要性について、わからない	5 地域 (12.2%)

農村地域 (n=38)

「行政区」が必要と考えている	1 地域 (2.6%)
「行政区」が不要と考えている	0 地域 (0%)
「行政区」について、特に意見なし	32 地域 (84.2%)
「行政区」の必要性について、わからない	5 地域 (13.2%)

忠類地域 (n=14)

「行政区」が必要と考えている	0 地域 (0%)
「行政区」が不要と考えている	0 地域 (0%)
「行政区」について、特に意見なし	14 地域 (100%)
「行政区」の必要性について、わからない	0 地域 (0%)

#### 結果概要

地域の区割りとしての「行政区」が必要という主旨の回答をした公区長は11名でありました。一方で、地域の区割りとしての「行政区」が不要という主旨の回答をした公区長は、1名のみでありました。その他、89名の公区長が「行政区」の必要性について特に意見が無く、12名の公区長は「行政区」の必要性について、わからないという回答でした。

### 4. 「公区長」に対する考え方 集計結果

各公区長から「行政区制度の見直し」について聞き取りを行なった中で、現在各行政区の代表として置いている「公区長」に対してどのような考え方を持っているか、分類し集計を行いました。

#### 全体集計

幕別町全域 (n=113)

1 「公区長」が必要と考えている	91 地域 (80.5%)
①現行の制度のままでよい	67 地域
②現行制度の一部見直しは必要だが、公区長はそのままが良い	24 地域
2 「公区長」が不要と考えている	10 地域 (8.9%)
③町内会への移行を望む	9 地域
④公区長の業務は町で行えば良い	1 地域
3 「公区長」の必要性について、わからない	12 地域 (10.6%)

#### 地域別集計

幕別市街 (n=20)

「公区長」が必要と考えている	15 地域 (75.0%)
「公区長」が不要と考えている	3 地域 (15.0%)
「公区長」の必要性について、わからない	2 地域 (10.0%)

札内市街 (n=41)

「公区長」が必要と考えている	30 地域 (73.2%)
「公区長」が不要と考えている	6 地域 (14.6%)
「公区長」の必要性について、わからない	5 地域 (12.2%)

農村地域 (n=38)

「公区長」が必要と考えている	32 地域 (84.2%)
「公区長」が不要と考えている	1 地域 (2.6%)
「公区長」の必要性について、わからない	5 地域 (13.2%)

忠類地域 (n=14)

「公区長」が必要と考えている	14 地域 (100%)
「公区長」が不要と考えている	0 地域 (0%)
「公区長」の必要性について、わからない	0 地域 (0%)

#### 結果概要

行政区の代表者として「公区長」が必要という主旨の回答をした公区長は91名であり、一方で、「公区長」が不要という主旨の回答をした公区長は10名でありました。また、公区長の必要性について、わからないと回答した公区長は12名でした。

# 「行政区のあり方」聞き取り結果 一覧

(今後の方向性・意向 回答順)

No.	地区	「行政区」と「町内会」のちがいについて	町内会の有無	「行政区」に対する考え方	「公区長」に対する考え方	今後の方向性・意向	[今後の方向性・意向]回答理由	[R2.3月実態調査時]町内会の有無	分類			
1	幕別市街	認識している	○	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	制度は現行のままでよい。だが、町内会の運営の仕方は見直したほうが良いと思う。世帯や人口が少なくなっている中、昔のままの町内会活動をしていると、みんなに負担がかかる。そうなる活動が面倒になって、加入率は下がっていく。なので、自分の公区ではやることを少なくして、出来ることだけやっている。	あり	1-⑤
2	幕別市街	認識している	○	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	現状で困っていることはそれほどないので、現行の制度のままでよい。仮に町内会に移行したとしても、今行なっている活動内容と変わらないので、問題はないと思う。	なし	1-①
3	幕別市街	認識している	○	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	現状で大きな困り事はなく、制度に問題も感じない。	あり	1-①
4	幕別市街	認識している	○	◎	必要	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	現行制度のままでよい。活動の人手や役員の担い手が少なく、かろうじて町内会をやっている中、「行政区」の縛りがなくなると、それと同時に町内会も消滅しかねない。行政区の統合については、現状同じ問題を抱えている地区と統合しても何も変わらないと思う。現状広報紙の配布と公園の草刈が公区長のやっている主なことであるから 例えば公区長の立場がなくなって、広報も町で配るとなるとすると、町内会がある必要性を感じなくなるため、町内会も消滅すると思う。	あり	1-④
5	幕別市街	認識している	○	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	現制度で特に不都合は無く、現状で大きく困っていることも無い。	無回答	1-①
6	幕別市街	認識している	○	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	周囲に手伝ってもらい負担無く公区長をやれており、現状そこまで困っていることも無い。	提出なし	1-①
7	幕別市街	認識している	○	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	公区長の活動で負担に思うことは少なく、現状で困っていることも無い。	あり	1-①
8	幕別市街	認識している	○	◎	必要	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	行政区制度は幕別町の良いところだと思う。町内に行政区(公区長)という網をかけることで、町内会を維持させていると思う。現代に合わせて見直しはしなければならないかもしれないが、網をかける方式は、出来るならば残してほしい。	あり	1-②
9	幕別市街	認識している	○	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	地域に協力いただきながら公区長の業務もうまく行えているため、現在の制度でうまくいっていると思う。	あり	1-①
10	幕別市街	認識している	○	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	制度上では特段問題はない。ただ、参加者の固定化等の町内会の課題はある。	あり	1-①
11	幕別市街	認識している	○	◎	必要	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	現在の制度でなんとか地域をまとめているので、現行の制度のままで良い。町内会に移行すると「公区」という縛りがなくなり任意組織となるので、脱退者が増える恐れがあるし、入会の勧誘から始める等、全てを再構築する必要があるのでは荷が重たい。	なし	1-③
12	農村	認識している	○	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	現行のままで困っていないし、長年続いている制度なので、変える必要はない。行政区の統合は、似た現状(担い手不足、高齢化など)の行政区と統合しても現状は変わらないし、かえって範囲が広くなり大変になるだけだと思う。規模的にも現在の戸数(50戸)がちょうど良い。	なし	1-①
13	農村	認識していなかった(町内会の認識なし)	×	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	現行の制度で不自由は無いので、変える必要はない。町内会に移行してくださいと町に頼まれた場合は、活動の中身は変わらないと思うが、規約を変えるとか備品を入れ替えるとか、そういったことは出てくると思う。	なし	1-①
14	農村	認識していなかった(町内会の認識なし)	×	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	昔から公区(行政区)という形で当り前に活動しているので、制度に問題は感じていない。ただ、次の公区長の担い手がないことが課題としてある。他地区との統合は地域住民が嫌がると思うので考えていないが、地域内の戸数は減っており、いずれ公区(行政区)が消滅するかもしれない。	なし	1-①
15	農村	認識している	○	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	他の地域(特に市街地)では困っているという声を聞くが、自分たちの地域では、現状で困っていることは無い。	あり	1-①
16	農村	認識している	○	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	制度は現行のままでよい。ただ、町内会活動の内容の見直しと簡素化が必要。今の町内会の活動は年配の方向けの活動が多い。生活の忙しさでいえば、若者の方が大変(仕事、子育て、介護等)なのに、地域の年配のために町内会活動をしようと思えるか。「若者が役員をやってくれない」「若者が活動に参加しない」「若者が公区に加入しない」等、公区長からよく聞く言葉だが、そうなる仕方がない状況だと思う。なので、町内会活動を若者向けに一部見直しすること、現役世代でも可能なくらいに活動を簡素化することが必要。時代も変わったので、昔の町内会のまま次世代には引き継いでいけないと思う。	なし	1-⑤

No.	地区	「行政区」と「町内会」のちがいについて	町内会の有無	「行政区」に対する考え方	「公区長」に対する考え方	今後の方向性・意向	[今後の方向性・意向]回答理由	[R2.3月実態調査時]町内会の有無	分類			
17	農村	認識している	○	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	基本的には現状のままでいいと思う。あまり地域の声に耳を傾けすぎても何も決まらないのでは。	なし	1-①
18	農村	認識していなかった (町内会の認識なし)	×	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	地域の活動も円滑に行なえており、現状で困っていることはない。	なし	1-①
19	農村	認識している	×	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	現時点ではこのままでよい。将来的には、世帯や人口が減少して、老人会や公区(行政区)の活動が出来なくなると思うので、その際には行政区統合の検討が必要だと思う。	なし	1-①
20	農村	認識している	○	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	現状で困っていることはない。	提出なし	1-①
21	農村	認識していなかった (町内会の認識なし)	×	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	現時点で特段困っていることはない。これから先、離農等により世帯が減少していくと、行政区統合という話は出てくると思う。	なし	1-①
22	農村	認識していなかった (町内会の認識なし)	×	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	現状のままで良い。ひとつ要望があるとすれば、町から届く回覧文書は負担が大きいのので極力減らしてほしい。	なし	1-①
23	農村	認識していなかった (町内会の認識なし)	×	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	公区(行政区)として昔から活動しており、特に困っていることはないので、現制度で問題は無い。	なし	1-①
24	農村	認識している	○	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	行政区内の人口が減って公区(行政区)の必要性が薄れてきている気はするが、現行の制度で困っていることはない。	あり	1-①
25	農村	認識していなかった (町内会の認識なし)	×	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	制度的に問題を感じたことはない。ただ、担い手不足や戸数の減少等の課題はある。	なし	1-①
26	農村	認識している	○	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	昔から続いている制度なので、特に問題を感じたことはない。	なし	1-①
27	農村	認識していなかった (町内会の認識なし)	×	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	昔から現制度でうまくやれているため、現行の制度で特に問題ない。	無回答	1-①
28	農村	認識している	○	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	現行の制度で特に問題は感じていない。公区長制度が無くなった場合には、町内会未加入者への情報伝達が出来なくなるのではないかと。	あり	1-①
29	農村	認識していなかった (町内会の認識なし)	×	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	昔から知っている農家ばかりなので活動は円滑に行なえており、特に問題を感じることはない。	なし	1-①
30	農村	認識していなかった (町内会の認識なし)	×	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	現状地域でうまく活動できているので、現行の制度で良い。	なし	1-①
31	農村	認識していなかった (町内会の認識なし)	×	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	現行の制度で昔からやってきており、特に問題を感じていない。	なし	1-①
32	農村	認識していなかった (町内会の認識なし)	×	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	公区(行政区)としての活動は少なくなっているが、地域の要望をする際の代表者は必要だと思うので、現制度のままで良いと思う。ただ、そういった要望も減っているため必要性は薄れているかもしれない。公区(行政区)が任意組織になると、地域活動の認識が薄れて、活動を全くなくなる可能性があると思う。	提出なし	1-③
33	農村	認識していなかった (町内会の認識なし)	×	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	特に問題を感じたことはない。町内会制になると、町が設置した「公区」ではなくなるので、脱退する人がでてくるかもしれない。	なし	1-③
34	農村	認識している	○	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	現状においては上手くいっている方だと思う。当面は担い手を含めて問題点は特になし。	なし	1-①
35	農村	認識している	○	○	特に無し	◎	必要	1	現行の制度のままでよい	学校を核として地域活動をうまくやれているので、現状のままで良く、制度的に問題を感じたことはない。	あり	1-①

# 「行政区のあり方」聞き取り結果 一覧

(今後の方向性・意向 回答順)

No.	地区	「行政区」と「町内会」のちがいについて	町内会の有無	「行政区」に対する考え方	「公区長」に対する考え方	今後の方向性・意向	[今後の方向性・意向]回答理由	[R2.3月実態調査時]町内会の有無	分類
36	農村	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	特に問題は感じていない。昔から「公区」として町内会と行政区が一体となって活動しており、特に疑問も感じたことはない。	あり	1-①
37	札内市街	認識していなかった (町内会の認識なし)	×	◎ 必要	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	「公区」という括りがなくなり、完全に任意組織だけとなった場合、脱退する人が増えると思う。杓子定規に決めないほうが良いのでは。現在は、公区(行政区)として近隣センターを管理しているため、行政区全員を対象に出来ているが、町内会に移行した場合は、近隣センターの管理方法も考えなくてはならない(町内会加入者のみが対象では良くないため)。	なし	1-③
38	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	公区長の業務を負担に感じたことも無く、現行の制度で特に問題と想ったことはない。	あり	1-①
39	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	現状でうまくいっており、制度的に問題があるとは思っていない。町内会に移行したら、加入者のことだけを考えればよいので、楽になるかもしれないと思うが、あり方の検討をする中で、「公区」がどうかではなく、身近な問題(ゴミステーションの問題等)などを考えてほしい。	あり	1-①
40	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	現状で大きく困っていることはない。ただ将来的には、高齢化や町内会未加入者の増加によって、町内会の運営が難しくなってくると思うので、近隣地域の意向にもよるが、町内会の統合は必要かもしれない。	あり	1-①
41	札内市街	認識している	○	◎ 必要	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	現行の制度は町内会未加入者を、行政区の公区長がフォローできる仕組みとなっており、考えた方は素晴らしいと思う。町内会に移行すると、町内会未加入者をどうするのか課題であり、町内会としては楽になるが、町として大丈夫なのかなと思う。	あり	1-②
42	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	現制度で問題は無い。ただ、問題を抱えている地域もあると聞いたことがあるので、町で分析して良い案を提示してほしいと思う。	なし	1-①
43	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	現行の制度に大賛成。公区、町内会、行政区の名目にとらわれてはダメ。平成8年に同様に検討し、アンケートをとったが、結果町独自の制度でこのままで良いとなった。現行の制度は、長い歴史の中で作られた幕別町の文化となっている。町内会と行政区がうまく融合しており、「公区」という言葉がなじまなければ「町内会」と名乗ればよく、うまく使い分ければ良いだけ。名目にとらわれずに、便宜上使い分ければ良い。現状でうまくいっている制度に不都合があれば、時代の先をよんで改善していけば良い。今の制度がまさに協働のまちづくりとなっている。	あり	1-②
44	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	現行の制度で問題なく活動できているので、現状のままで良い。	なし	1-①
45	札内市街	認識している	○	◎ 必要	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	後継者の問題はありますが、現行の制度は行政と地域の関係が密になっておりこのままで良いと思う。町内会に移行すると、任意組織という意識が強くなり、脱退者が増える恐れがあると思う。また、町内会に移行するメリットがあるのかわからないし、行政と町民が協働のまちづくりをしていく上で支障があると思う。	なし	1-③
46	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	現行の制度で特に問題を感じてはいない。町内会制になると、町からの情報伝達などに支障が出てくるのではないかと。	なし	1-①
47	札内市街	認識していなかった (町内会の認識なし)	×	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	基本的には現行の制度で問題を感じていない。制度を変えるのであれば、若い人目線で活動できるような制度が望ましい。	なし	1-①
48	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	公区長の担い手不足は少し感じるが、現制度に問題はない。	なし	1-①
49	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	昔から現制度でうまくやってきているので、制度的に問題とは思っていない。町内会としては、最近転入してきた2世帯(戸建て)も加入していなく、そういう時代なんだと感じている。コミュニティ活動の必要性を感じている方が減っている。	あり	1-①
50	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	現行の制度で問題を感じていない。ただ、公区長の役割が曖昧になっている部分(ゴミ関連等)があるので、しっかり示してほしいと思う。例えば、ゴミステーションの管理が公区長の業務なのかが曖昧で、未加入者に対してどこまで介入すべきかわからない(公区長の仕事でなければ、未加入者にあまり介入できない)。	あり	1-①

No.	地区	「行政区」と「町内会」のちがいでについて	町内会の有無	「行政区」に対する考え方	「公区長」に対する考え方	今後の方向性・意向	[今後の方向性・意向]回答理由	[R2.3月実態調査時]町内会の有無	分類
51	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	公区長の後継者不足は感じているが、現行の制度上は特に問題を感じていない。	あり	1-①
52	札内市街	認識している	○	◎ 必要	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	農村地域などは、昔から公区(行政区)として活動し、地域をまとめることが出来ていると思うので、現行の制度のままで良い。一部の市街地では町内会として活動している実態があるので、町内会に対しての支援策を検討してはどうか。	あり	1-①
53	札内市街	認識している	○	◎ 必要	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	住民が活動する上で利便性が良い区割り(行政区)は必要。現行の制度は探さなければ問題は思いつかない。個人的には今までの非常勤特別職の身分の方に違和感を感じていたので、むしろ私人になったことを歓迎している。	あり	1-②
54	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	現制度で問題ない。ただ、「公区長」と「町内会長」の業務の線引き(区分)が曖昧な部分があるので、はっきりさせると良い(ゴミや除雪)。	あり	1-①
55	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	制度を変えても良いと思うが、改めて加入の確認が必要となった場合は混乱が生じると思うので、現状維持が良い。	あり	1-④
56	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	現状は町内会長として活動している認識なので、町内会に移行した方がすっきりと思うが、特に困ってはいないので、変えてほしいとまでは思わない。現行の制度を維持するのであれば、公区長としてしっかり委嘱してほしい。また、小規模の介護施設があるが、町内会として加入の扱い等が決まっていなく、こういったところも含めて検討してほしい。	あり	1-①
57	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	現状で困っていることは無いし、長年続いているシステム(行政区制度)を変えてしまうと混乱が生じる。今の制度を維持していくことが大切。	あり	1-①
58	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	公区長制度は良い制度だと思う。ただ、町内会のことで言うと、未加入者の増加等の課題はある。今後、現役の世代が公区長や役員を務めないで回らない地域も増えてくるだろうから、公区長の負担軽減(町の回覧文書の削減など)と、公区長会議の開催方法等を変えていく必要があると思う。	あり	1-①
59	忠類	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	今後もこのままで良い。公区長は活動費を貰って町から仕事を依頼されているのだから、区域内の安否確認も併せて公区長自ら広報の配布を行うことが本来の形。	あり	1-①
60	忠類	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	昔から「公区」として行政区と町内会が一体となって活動しており、問題を感じてはいない。	あり	1-①
61	忠類	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	昔から「公区」として行政区と町内会が一体となって活動しており、問題を感じてはいない。	あり	1-①
62	忠類	認識している	×	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	昔から公区(行政区)として活動しており、問題を感じてはいない。	なし	1-①
63	忠類	認識している	×	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	昔から公区(行政区)として活動しており、問題を感じてはいない。	なし	1-①
64	忠類	認識していなかった(町内会の認識なし)	×	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	昔から公区(行政区)として活動しており、問題を感じてはいない。	提出なし	1-①
65	忠類	認識していなかった(町内会の認識なし)	×	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	昔から公区(行政区)として活動しており、問題を感じてはいない。	あり	1-①
66	忠類	認識していなかった(町内会の認識なし)	×	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	昔から公区(行政区)として活動しており、問題を感じてはいない。	あり	1-①
67	忠類	認識していなかった(町内会の認識なし)	×	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	昔から公区(行政区)として活動しており、問題を感じてはいない。	なし	1-①
68	忠類	認識していなかった(町内会の認識なし)	×	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	現状で問題はないので、制度の変更内容によっては反発する人が出てくる可能性があると思う。	あり	1-①
69	忠類	認識していなかった(町内会の認識なし)	×	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	現状で問題はない。公区(行政区)という半強制加入の形式で活動しているので、任意組織となった場合は誰も活動しなくなる。	あり	1-①
70	忠類	認識していなかった(町内会の認識なし)	×	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	昔から公区(行政区)として活動しており、問題を感じてはいない。	提出なし	1-①



# 「行政区のあり方」聞き取り結果 一覧

(今後の方向性・意向 回答順)

No.	地区	「行政区」と「町内会」のちがいについて	町内会の有無	「行政区」に対する考え方	「公区長」に対する考え方	今後の方向性・意向	[今後の方向性・意向]回答理由	[R2.3月実態調査時]町内会の有無	分類
71	忠類	認識していなかった(町内会の認識なし)	×	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	昔から公区(行政区)として活動しており疑問を感じたことはなく、変えてほしいとも思わない。ただ、公区長の担い手不足等の課題はある。	なし	1-①
72	忠類	認識していなかった(町内会の認識なし)	×	○ 特に無し	◎ 必要	1 現行の制度のままでよい	昔から公区(行政区)として活動しており、問題を感じてはいない。	なし	1-①
73	幕別市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	2 現行の制度を基本に、一部見直しが必要と考える	公区長活動費が少ないと思う。過疎地域は戸数割で貰える金額が少なく、そこから公区長として香典等を支出すると、活動費がすぐなくなってしまうため、過疎地域への報酬は現状より上乗せして欲しい。その他については、現状大きな困り事はなく、現制度のままでよい。	なし	2-②
74	幕別市街	認識している	○	◎ 必要	◎ 必要	2 現行の制度を基本に、一部見直しが必要と考える	行政区制度による「公区」という縛りによって、町内会の加入率を高く維持できている。見直す点としては、町と公区、公区間の連絡調整、情報交換、地域行政の運営を円滑化するために、公区連合組織や連絡協議会の早期設置を図ってはどうか。	あり	2-⑤
75	幕別市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	2 現行の制度を基本に、一部見直しが必要と考える	個人的には行政区を統合したいと思っている。町内会の区域内の戸数が少なすぎることで、町内会活動への参加率が良くないこと等から、何かやりたくても人数がそろわず出来ないことがある。今後出来ないことが更に増えていくと思う。ただ、いざ統合となると、自分の行政区に愛着のある年配の方々からは反対意見が出ると思う。	あり	2-④
76	幕別市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	2 現行の制度を基本に、一部見直しが必要と考える	R2から公区長が指定する口座に公区長活動費を振込むことになったが、個人的には個人で受け取ることは本来ではないと思う。ただ、今まで個人で受取ってきた経過や、行政区規模によって金額も大きく変わるため、簡単には変えられないだろうから、年数を掛けて額を下げていき、個人で担うべき金額じゃないと公区口座を選択されていくよう促したらどうか。	なし	2-②
77	農村	認識している	×	○ 特に無し	◎ 必要	2 現行の制度を基本に、一部見直しが必要と考える	現行で不自由は無いが、広報紙は町で配ってくれると手間が減る。	あり	2-③
78	農村	認識している	○	◎ 必要	◎ 必要	2 現行の制度を基本に、一部見直しが必要と考える	行政区は残すが、活動実態に基づいて交通整理(区割り)をすると良いと思う(113→半分程度に)。町としてきちんとした自治会のあり方を示し、それに向けてストーリーを持って取り組めば良い。農協(農事組合)、商工会との連携も取るべき。神社の兼ね合いもあるので調整を要するが、名称は「区長」でいいと思う。行政区と町内会を対象者の範囲やするべきことが異なるので、仕事をはっきりと区分すると良い(たまたま同じ人が担っているとは思わ)。行政区と町内会を一緒にしようという考えがそもそも無理。時間が掛かる問題だとは理解する。だが、半端に取り掛かり、何も変わらないで終わった場合には、何年後かにはまた同じ問題が出てくると思う。	あり	2-④
79	農村	認識していなかった(町内会の認識なし)	○	○ 特に無し	◎ 必要	2 現行の制度を基本に、一部見直しが必要と考える	現状で困っていることはそこまでないが、広報紙は町で配ってくれると手間が減って助かる。	なし	2-③
80	農村	認識していなかった(町内会の認識なし)	×	○ 特に無し	◎ 必要	2 現行の制度を基本に、一部見直しが必要と考える	個人的には周辺の3行政区を1つにした方が良いと思う(神社の地域も周辺の3行政区にまたがっているため)。ただ、町の案がないと明確な判断はできない。	提出なし	2-④
81	農村	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	2 現行の制度を基本に、一部見直しが必要と考える	8戸(うち農家1戸※通い農家除く)しかなく、次の公区長候補がいない。活動も年1回の新年会のみ。今後地域内で隣の公区(行政区)との合併(農事組合は既に合併している)という話になるかもしれないが、町としても地区の再編成を検討してほしい。	なし	2-④
82	農村	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	2 現行の制度を基本に、一部見直しが必要と考える	世帯の減少や高齢化によって地域で対応が出来ないので、広報紙の配布は町で行って欲しい。町として、行政区内の戸数の適正数を決めた方が良い。	提出なし	2-③
83	農村	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	2 現行の制度を基本に、一部見直しが必要と考える	113の公区は多すぎると思うので、一定の反発を覚悟して、町で区割りの整理をした方が良い。地域同士の話し合いだとまとまらない。区割り以外の部分は、現行の制度で問題はない。町内会に移行してもやることは一緒だが、地域と町の橋渡しは必要だと思うので、町内会長だとそれが弱くなってしまうのではないかと。	なし	2-④
84	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	2 現行の制度を基本に、一部見直しが必要と考える	公区長活動費の振込先に個人の口座を指定できるのはおかしいと思う。あくまでも行政区運営費なので、公区長個人が受け取り、それを公区(町内会)に伝えず監査を受けていないのであれば、業務上横領になるのではないか。過去の経緯を調べたが、町の対応が右往左往しており、その結果混乱が生じているのではないかと。その他の部分では、現行の制度でおおむね問題は感じていない。	なし	2-②
85	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	2 現行の制度を基本に、一部見直しが必要と考える	公区長活動費は廃止した方が良いと思う。過去には、葬儀委員長などがあり大変だったと思うが、現在の公区長の業務はたいしたものはないのに貰いすぎだと思う。その他の部分については、現行の制度で良い。	なし	2-②
86	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	2 現行の制度を基本に、一部見直しが必要と考える	行政区内の人が減ってきているので、統合が必要と思う。	あり	2-④
87	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	2 現行の制度を基本に、一部見直しが必要と考える	公区長会議は町政の報告会になっており、必要性を感じないので、もっと議論ができるような形式にした方が良い。公区長が町に対して意見を言える体制にした方が良いと思うので(要望書では意見交換にならない)、札内地域を4つ程に分けた中から公区長を選出するよう改め、公区長の権限も現在より強くなった方が良い。	あり	2-① 2-⑤

No.	地区	「行政区」と「町内会」のちがいについて	町内会の有無	「行政区」に対する考え方	「公区長」に対する考え方	今後の方向性・意向	[今後の方向性・意向]回答理由	[R2.3月実態調査時]町内会の有無	分類
88	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	2 現行の制度を基本に、一部見直しが必要と考える	広報の配布が班長を含め大きな負担であるため、町で配布してほしい。自分が公区長を辞めたら現状では次の人が居ないため、公区長不在となり、空白地帯になってしまう懸念がある。	あり	2-③
89	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	2 現行の制度を基本に、一部見直しが必要と考える	今の公区長の役割や業務であれば、非常勤特別職が身分としてふさわしいと思うが、公区長が私人となったことで制度が矛盾することになったのではないかと。公区長の業務は地域で自主的に行なうべきものと思うので、公区長活動費を減額(または廃止)して、運営費を増額した方がよいのではないかと。	あり	2-① 2-②
90	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	2 現行の制度を基本に、一部見直しが必要と考える	現制度を基本に、地域担当職員を置くなどして、行政が手を入れると良いと思う(専門部署が必要かも)。公区長の仕事・責務を軽減して、公区長の敷居を下げ、やれる人を増やすと良い。時間外、休日出勤等で行政職員に負担がかかると思うので、勤務形態にフレックス制度を取り入れたり、地域担当職員に手当てを出したりも必要。公区長活動費は金額を考えるべきと思う(高すぎる)。個人的には公区会計に活動費も入れるべきと思うが、自分の公区ではそれは反対された。	あり	2-② 2-⑤
91	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	◎ 必要	2 現行の制度を基本に、一部見直しが必要と考える	公区長活動費のあり方は見直すべき点があると思う。特に、金額は公区長の仕事に見合った金額にするべきでは(今は高すぎる)。公区内役員報酬との差が大きすぎる。公区長活動費を下げる代わりに「～にお金を使います」と町が明示すれば文句も少ないのでは。	あり	2-②
92	幕別市街	認識している	○	○ 特に無し	× 不要	3 町内会への移行を望む	現状公区長の業務を町内会の役員で分担して行なっている。その事で町内会活動や公区長の業務に大きな支障は生じていないので、公区長という立場がなくても活動は行えるのでは。(公区長という立場だから誰もやりたがらない可能性もあるのでは)	あり	3-①
93	幕別市街	認識している	○	○ 特に無し	× 不要	3 町内会への移行を望む	町内会に移行となれば、町内会加入者のことだけを考えれば良く気持ちも楽になるので、公区長を廃止し、公区長の業務を町内会に依頼すればよい(未加入者は町で対応)。	あり	3-②
94	幕別市街	認識している	○	○ 特に無し	× 不要	3 町内会への移行を望む	町内会に移行しても運営に何も影響は無いと思う。他の町から転入してきているので、公区長というものに違和感を感じる。町内会のみという市町村が大半では。公区長の仕事が町内会においていても、そもそも町内会がボランティアとしてやるべきものという認識しているから特に困ることは無い。ただ、現在の制度で何か大きな問題があるわけでもない。	あり	3-③
95	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	× 不要	3 町内会への移行を望む	事務を、条例において「公区長」に依頼するとなっているが、実態としては「自治会」として活動しているので、公区長の業務を「自治会」に依頼する方がすっきりするのではないかと。制度を変えるには今がチャンスかも。変わった経過を説明して考えてもらえる機会かもしれない。	あり	3-④
96	札内市街	認識している	○	◎ 必要	× 不要	3 町内会への移行を望む	近隣センターの管理以外は行政区の必要性を感じていない(近隣センターは行政区全員を対象に管理されるべき)ので、町内会へ移行し、近隣センターの管理の仕方も検討するのが良い。小さい範囲の方が顔もわかり活動しやすく、会長等の担い手も探しやすいと思うので、町内会の数を今より増やす形式が良いと思う。行政区の数を減らして、町内会を増やしてはどうか。広報の配布はポスティングで良いと思う。回覧は回すので、高齢者の見守りに影響はない。	あり	3-⑤
97	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	× 不要	3 町内会への移行を望む	「町内会長」という意識で活動しており、「公区長」という意識はほとんどない。あくまでも、地域コミュニティの町内会活動を重要視しているため「公区長」が重要とは思わない。あまり活動をしていない公区長もいると聞くので、世帯数に応じて個人に報酬を出しているのはおかしいと思う。あくまでも地域の活動に対して補助を行い、積極的に活動している地域を重視してはどうか。	なし	3-⑥
98	札内市街	認識している	○	× 不要	× 不要	3 町内会への移行を望む	行政区の区割りをなくしても、行政運営上、大きな支障は無いのでは。また、公区長の業務は実質広報配布だけなので、公区長活動費を廃止し、その浮いた財源を利用して町で広報を配布すれば良い。	あり	3-⑦
99	札内市街	認識していなかった(行政区の認識なし)	○	○ 特に無し	× 不要	3 町内会への移行を望む	今も町内会として任意加入者を範囲とした活動であり、住民も「町内会」の意識が低いので、町内会への移行を望む。	無回答	3-⑧
100	札内市街	認識している	○	○ 特に無し	× 不要	3 町内会への移行を望む	現状町内会として活動しているので、町内会に移行しても良い。町内会は災害対策や環境問題が重要なので、これらの細かい部分はある程度決めて考えた方がよい。例えば、町内会未加入者の要支援をどうするのか。子どもだけしかいない時間帯に災害が起きたらどうするのか。こういったことを考えて行政区のあり方を検討した方がよい。様々な意見が出るのはわかりきっているので、町で考えて方針を出してもらえればそれに従う。	あり	3-⑨
101	幕別市街	認識している	○	△ 判断がつかない/わからない	△ 判断がつかない/わからない	4 判断がつかない/わからない	町で何か方針があれば判断はつくが、現状ではわからない。	無回答	4-④
102	幕別市街	認識していなかった(町内会の認識なし)	○	△ 判断がつかない/わからない	△ 判断がつかない/わからない	4 判断がつかない/わからない	現状どうする事が最も良いのか、わからない。	なし	4-②
103	農村	認識している	○	△ 判断がつかない/わからない	△ 判断がつかない/わからない	4 判断がつかない/わからない	町内会へ移行しても、公区(町内会)でやることは変わらない(行政区と町内会を一体として運営しているため)と思うが、見直しが必要かどうかはわからない。町内会に移行して、行政からの情報が届かなくなったり、支援がなくなったりすると困ると思う。	なし	4-①

# 「行政区のあり方」 聞き取り結果 一覧

(今後の方向性・意向 回答順)

No.	地区	「行政区」と「町内会」のちがひについて	町内会の有無	「行政区」に対する考え方		「公区長」に対する考え方		今後の方向性・意向		[今後の方向性・意向]回答理由	[R2.3月実態調査時]町内会の有無	分類
104	農村	認識していなかった (町内会の認識なし)	×	△	判断がつかない /わからない	△	判断がつかない /わからない	4	判断がつかない /わからない	どうすれば現状が良くなるのか、わからない。前に町に伝えたが、公区長の担い手がいなく、高齢者ばかりなので公区(行政区)の解散を考えている(公区長不在の空白地帯ができる)。R2年12月の総会時に地域内に伝えたが、賛否が半々だった。隣の地域も同様の状況なので、合併しても意味がない。	なし	4-②
105	農村	認識している	○	△	判断がつかない /わからない	△	判断がつかない /わからない	4	判断がつかない /わからない	地域の状況が変わってきており、担い手も少ない状況であるが、どうすれば状況が良くなるのかはわからない。	あり	4-②
106	農村	認識している	○	△	判断がつかない /わからない	△	判断がつかない /わからない	4	判断がつかない /わからない	町から依頼されている「公区長」という認識が昔から引き継がれているため、町内会に移行すると地域コミュニティの意識が薄れ良くないと思う一方、公区長から町内会長に変わると、重荷が無くなり担い手が増えるとも思うので、判断が付かない。	あり	4-②
107	農村	認識していなかった (町内会の認識なし)	×	△	判断がつかない /わからない	△	判断がつかない /わからない	4	判断がつかない /わからない	制度はどのような形でも良いが、地域自体が過疎化しており、こうした地域をどうすべきか考える必要があるのではないかと。	なし	4-③
108	札内市街	認識している	○	△	判断がつかない /わからない	△	判断がつかない /わからない	4	判断がつかない /わからない	現状ではどれが良いかわからない。だが、行政と地域が情報共有できて、地域の活動が促進されるような体制であって欲しいと思う。	あり	4-②
109	札内市街	認識している	○	△	判断がつかない /わからない	△	判断がつかない /わからない	4	判断がつかない /わからない	現状では何が良いかわからない。地域としては、町内会活動が主体となっているので、町内会に移行しても問題ないと思うが、未加入者への対応で町が困るのではないかと。地域を歩いていても、自分のことを公区長と認識していない方もおり、小さい地区割の方がコミュニケーションもとれて、活動しやすいのではないかと。	あり	4-②
110	札内市街	認識している	○	△	判断がつかない /わからない	△	判断がつかない /わからない	4	判断がつかない /わからない	制度はどのような形でも良いので判断がつかない。ただ、地域代表の担い手不足や、ゴミステーションなどの問題がある。	あり	4-③
111	札内市街	認識している	○	△	判断がつかない /わからない	△	判断がつかない /わからない	4	判断がつかない /わからない	町内会に移行し公区長という立場がなくなっても、現状とやることは一緒。どちらの制度でも状況は変わらないから、判断がつかない。	あり	4-①
112	札内市街	認識している	○	△	判断がつかない /わからない	△	判断がつかない /わからない	4	判断がつかない /わからない	町の指針がないと判断はつかない。町内会に移行すると、町内会に加入していない方に何も出来なくなるが、町としてそれをよしとするのか。町内会に加入していない方をどう整理するかが重要と思う。	あり	4-④
113	農村	認識している	○	○	特に無し	×	不要	5	その他	協働のまちづくりとして、地域に行政の役割を一部担ってもらう考え方は理解する。しかし、地域の現状としては担い手の減少や高齢化でそれを担うのが難しいので、行政区制度の事で言えば、広報紙の配布等の公区長の業務は町で行うべきと思う。	あり	5-①
集計	幕別市街	認識している	○	83	必要	91	現行の制度のままでよい		72	あり	/	
	20	11			必要		72	59				
	農村	認識していなかった (町内会の認識なし)	82	不要	10	現行の制度を基本に、一部見直しが必要と考える		19	なし			
	41			1		不要	19		43			
	札内市街	認識していなかった (行政区の認識なし)	×	29	特に無し	12	町内会への移行を望む		9	無回答		
38	89				町内会への移行を望む		9	4				
忠類	1	31	判断がつかない/わからない	判断がつかない/わからない	12	判断がつかない/わからない		12	未提出			
14	1	31	判断がつかない/わからない	判断がつかない/わからない	12	その他		1	7			

「行政区のあり方」に関する公区長への聞き取り調査

## 「行政区」の課題 集計

聞き取りの中で各公区長から伺った「行政区」や「公区長」等についての意見や課題を、下表のように分類し、それぞれ集計を行ないました。

次ページからは、各分類の集計結果と各課題（意見）の詳細について記載しています。

## 「行政区」の課題 集計結果一覧

項 目	件 数	回 答 数 内 訳 (地 域 別)			
		幕別市街	札内市街	農 村	忠 類
[A-1] 公区長の取り扱い(身分、業務等)	22件	3件	13件	6件	0件
[A-2] 公区長の担い手	22件	5件	10件	7件	0件
[A-3] 行政区運営費	18件	5件	10件	3件	0件
[A-4] 広報紙の配布	28件	4件	11件	12件	1件
[A-5] 行政区の区割り	32件	8件	7件	17件	0件
[A-6] 町の会議(公区長会議)	4件	1件	3件	0件	0件
[A-7] 行政区内の世帯数の減少・高齢化	17件	5件	2件	10件	0件

幕別町住民福祉部住民生活課 住民活動支援係



[ 令和3年3月 作成 ]

## A-1 公区長の取り扱い（身分・業務等）

（内訳）幕別市街：3件、札内市街：13件、農村：6件、忠類：0件

1 公区長の業務・役割について	15件
① 業務を軽減してほしい	4件
② 町内会の業務と線引きが必要	3件
③ 業務が多いと感じていない	3件
④ 充て職が多く、大変	1件
⑤ 業務を町で行なうべき	1件
⑥ 業務は実質広報紙の配布しかない	1件
⑦ （公区長自身が）役割を再認識する必要がある	1件
⑧ 区域を現在より大きく分け、公区長の権限を現在より強くした方が良い（例えば、札内地域を4つ程に分けた中から公区長を選出する）	1件
2 公区長の身分	5件
⑨ 身分について理解していない（していなかった）	2件
⑩ 非常勤特別職が良い	1件
⑪ 私人が良い	1件
⑫ 公区長と町内会長は別の人が務めるべき	1件
3 公区長の必要性	2件
⑬ 必要性が薄れている	1件
⑭ 公区長を重要と思わない	1件

No.	地域	内容	分類
1	幕別市街	公区役員の中で、公区長が担う業務の比重が大きい。	①
2	農 村	町から届く回覧文書は負担が大きいので極力減らしてほしい。	①
3	札内市街	現役の世代が公区長や役員を務めないといわれない公区も増えてくるだろうから、公区長の負担軽減（町の回覧文書の削減など）をした方がよい。	①
4	札内市街	公区長の仕事・責務を軽減して、公区長の敷居を下げ、やれる人を増やすべき。	①
5	農 村	行政区と町内会は対象者の範囲やすべきことが異なるので、仕事をはっきりと区分すべき（たまたま同じ人が担っているとは思わうが）。	②
6	札内市街	「公区長」と「町内会長」の業務の線引き（区分）をはっきりさせるべき（ゴミや除雪）。	②
7	札内市街	公区長の役割が曖昧になっている部分（ゴミ関連等）があるので、しっかり示してほしい。	②
8	札内市街	公区長の業務もあまりないと感じている。	③
9	札内市街	昔から比べると葬儀などが無くなっており、大変な仕事が減ってきていると思っている。	③
10	札内市街	公区長の負担感は社協の常任理事の役がなくなり、少なくなった。あまり大変と感じてはいない。	③
11	農 村	公区長の充て職も多く、大変。	④
12	農 村	町が公区長におろしている業務は、本来役場で出来ること。公区長をなくして、その業務を町で行ってはどうか（公区で担うのが難しくなっている）。	⑤
13	札内市街	公区長の業務は実質広報紙の配布だけ。	⑥
14	幕別市街	公区長の役割（公区長個人に事務が依頼されていること、行政区内の全住民が対象であること）をまず公区長が認識しないといけないと思う。	⑦
15	札内市街	公区長が町に対して意見を言える体制にした方がよいと思うので（要望書では意見交換にならない）、札内地域を4つ程に分けた中から公区長を選出するよう改め、公区長の権限も現在より強くした方がよい。	⑧
16	農 村	選挙の関係で地域を回った際に、公区長は選挙活動をしてはいけないと言われ、公区長の立場を初めて知った。	⑨
17	札内市街	私人になったが何が変わったのかわからない。	⑨
18	札内市街	今の公区長の役割や業務であれば、非常勤特別職が身分としてふさわしいと思うが、公区長が私人となったことで制度が矛盾することになったのではないか。	⑩
19	札内市街	個人的には今までの非常勤特別職の身分の方に違和感があったので、むしろ私人になったことを歓迎している。	⑪
20	幕別市街	厳密にやるならば、公区長と町内会長は別の方が務めるべき。	⑫
21	農 村	公区としての活動は少なくなっているが、地域の要望をする際の代表者は必要だと思う。ただそういった要望も減っているため必要性は薄れているかもしれない。	⑬
22	札内市街	あくまでも、地域コミュニティの町内会活動を重要視しているため「公区長」が重要とは思わない。	⑭

A - 2 公区長の担い手

(内訳) 幕別市街：5件、札幌市街：10件、農村：7件、忠類：0件

1 公区長の担い手不足	18件
① 担い手不足	9件
② 自分の次の公区長がいない	6件
③ 農家のみが公区長を担っている	2件
④ 一部の人員で公区長を担っている	1件
2 その他	4件
⑤ 「公区長」だと行政の業務が多く、責任が重いイメージで担い手がいないのではないか。	
⑥ 公区長という立場だから誰もやりたがらない可能性があるのではないか。	
⑦ 公区長から町内会長に変わると、重荷が無くなり担い手が増えると思う。	
⑧ 現役世代に公区長の候補がいるが、現役世代が公区長をやってしなうと前例となってしまうため、絶対にダメという方がおり困っている。	

No.	地域	内容	分類
1	幕別市街	公区長の担い手がない。	①
2	幕別市街	公区長の担い手不足。	①
3	農 村	次の公区長は決まってはいるが(回り順)、次が 10 歳下の人で、その次の世代もかなり少ないので、自分が 10 年ほどやることになると思う。	①
4	農 村	公区長をやれる人が居ない。	①
5	札内市街	公区長の担い手がない。	①
6	札内市街	公区長の担い手がない。	①
7	札内市街	公区長は担い手不足。	①
8	札内市街	公区長をやってくれる人がいない。自分もくじ引きで決まった。	①
9	札内市街	公区長の担い手不足。	①
10	幕別市街	次の公区長が見つからないため、長く勤めている。	②
11	幕別市街	次の公区長がなかなか見つからない。役員を探すのもやや苦勞する。	②
12	農 村	高齢化で次の公区長の担い手がない。	②
13	農 村	次の公区長の担い手がないことが課題。	②
14	札内市街	自分が公区長を辞めたら現状では次の人が居ないため、公区長不在となり、空白地帯となってしまいう懸念がある。	②
15	札内市街	自分に代わる町内会長が決まらない。選考委員会で検討しても後任候補に固辞されて現在に至っている。	②
16	農 村	農家の4軒で公区長や役員を回しており、大変。	③
17	農 村	担い手不足。農家以外の方がいるが、日中家に居ないため、公区長は割と自由がきく農家しかやらない。	③
18	札内市街	実質4人で公区長を回している。	④
19	札内市街	「公区長」だと行政の業務が多く、責任が重いイメージで担い手がないのではないか。	⑤
20	幕別市街	公区長という立場だから誰もやりたがらない可能性もあるのではないか。	⑥
21	農 村	公区長から町内会長に変わると、重荷が無くなり担い手が増えると思う。	⑦
22	札内市街	現役世代に公区長の候補がいるが、現役世代が公区長をやっしなうと前例となってしまうため、絶対にダメという方がおり困っている。	⑧



A-3 行政区運営費

(内訳) 幕別市街：5件、札内市街：10件、農村：3件、忠類：0件

<b>1 公区長活動費について</b>	<b>15件</b>
① 公区口座に振り込むべき	3件
② 現行のままで良い	3件
③ 廃止すべき	3件
④ 減額すべき	2件
⑤ 過疎地域は増額してほしい	1件
⑥ 減額または廃止し、運営費を増額してほしい	1件
⑦ 算定方法を変えるべき	1件
⑧ 仕組みがわかりづらい	1件
<b>2 運営費について</b>	<b>1件</b>
⑨ 増額してほしい	1件
<b>3 その他</b>	<b>2件</b>
⑩ 活動費は自治会内での再配分を検討している。自分の地域では活動費が公区会計に入ることによりやすくなったが、代表者によっては旧の方法が良かった人もいるかも。	
⑪ 公区長活動費を会計に入れることも検討したが、次の公区長の考えが異なる可能性があるため、規則を改正すべきか迷っている。	

No.	地域	内容	分類
1	幕別市街	R2から公区長が指定する口座に公区長活動費を振込むことになったが、個人的には個人で受け取ることは本来ではないと思う。ただ、今まで個人で受取ってきた経過や、行政区規模によって金額も大きく変わるため、簡単には変えられないだろうから、年数を掛けて額を下げていき、個人で担うべき金額じゃないと公区口座を選択されていくよう促したらどうか。	①
2	幕別市街	公区長活動費は現状公区長が受け取っているが、来年からは公区会計に入れるつもり。行政からの依頼を受けている性格上、報酬は公区会計に入れて、金額を公明正大にすべきと個人的には思う。	①
3	札内市街	公区長活動費の振込先に個人の口座を指定できるのはおかしいと思う。あくまでも行政区運営費なので、公区長個人が受け取り、それを公区に伝えず監査を受けていないのであれば、業務上横領になるのではないかと。過去の経緯を調べたが、町の対応が右往左往しており、その結果混乱が生じているのではないかと。	①
4	幕別市街	公区長活動費は現行どおりでよい。	②
5	幕別市街	公区長活動費のあり方は特に問題なし。	②
6	農村	公区長活動費も公区会計に全額入れているので、今の報酬の形でよいと思う。	②
7	札内市街	公区長活動費を廃止し、運営費のみの交付でいいと思う。	③
8	札内市街	公区長活動費は廃止した方が良く思う。過去には、葬儀委員長などがあり大変だったと思うが、現在の公区長の業務はたいしたものはないのに貰いすぎだと思う。	③
9	札内市街	公区長活動費は必要ない。何かと公区長が自腹でお金を出すこと自体がおかしいので、全て町内会から支出するべき。	③
10	札内市街	公区長活動費は金額を考えるべきと思う(高すぎる)。個人的には公区会計に活動費も入れるべきと思うが、自分の公区ではそれは反対された。	④
11	札内市街	公区長活動費のあり方は見直すべき点があると思う。特に、金額は公区長の仕事に見合った金額にするべきでは(今は高すぎる)。公区内役員の報酬との差が大きすぎる。公区長活動費を下げる代わりに「～にお金を使います」と町が明示すれば文句も少ないのでは。	④
12	幕別市街	公区長活動費が少ないと思う。過疎地域は戸数割で貰える金額が少なく、そこから公区長として香典等を支出すると、活動費がすぐなくなってしまうため、過疎地域への報酬は現状より上乗せして欲しい。	⑤
13	札内市街	公区長活動費を減額(または廃止)して、公区運営費を増額した方が良くはないかと。	⑥
14	札内市街	あまり活動をしていない公区長もいると聞くので、世帯数に応じて個人に報酬を出しているのはおかしいと思う。あくまでも地域の活動に対して補助を行い積極的に活動している地域を重視してはどうか。	⑦
15	農村	公区長活動費の仕組みがわかりづらい。	⑧
16	農村	戸数が少ないと町からの運営費は少なくなり、何かやろうと思っても運営費だけでは賄えず、手出しをしなければならないが、自分たちの手出しがあるならばやらなくても良いとなって、公区の活動は少なくなっている。	⑨
17	札内市街	活動費は自治会内での再配分を検討している。自分の地域では活動費が公区会計に入ることによりやすくなったが、代表者によっては旧の方法が良かった人もいるかも。	⑩
18	札内市街	公区長活動費を会計に入れることも検討したが、次の公区長の考えが異なる可能性があるため、規則を改正するべきか迷っている。	⑪

A-4 広報紙の配布

(内訳) 幕別市街：4件、札内市街：11件、農村：12件、忠類：1件

1 公区長経由の配布でよい(現行のままでよい)	14件
① 特に問題を感じていない	4件
② 高齢者の見守りになっているため	3件
③ 地域の繋がりを持つために必要	2件
④ 負担に感じていない	3件
⑤ 公区予算が減るので困る	1件
⑥ 未加入者への情報伝達的手段に活用している	1件
2 町で配布してほしい	8件
⑦ 負担が減る	8件
3 配布自体必要ない	1件
⑧ 町ホームページだけで良い	1件
4 どちらともいえない	2件
⑨ 広報紙の配布は負担軽減という意味では町でやってもらったほうが良いのだが、地域の情報収集の側面もあるから、どちらともいえない。	
⑩ 負担と感じてはいはいるが、広報紙の配布が高齢単身者の見守りを兼ねている節はあるので、どちらともいえない。	
5 どちらでも良い	3件
⑪ 広報紙は町で配ってくれても問題はない(どちらでも良い)。	
⑫ 冬場が少し負担に感じているが、どちらでも良い。	
⑬ 農村地域は夏場繁忙期なので、広報紙の配布が少し手間に感じているが、どちらでも良い。	

No.	地域	内容	分類
1	農 村	広報紙の配布は現状のやり方で問題ない。(繁忙期は大変だけど)	①
2	農 村	広報紙の配布は現状のままでよい。	①
3	札内市街	町内会長に広報紙の配布を今後も依頼することについては、個人的にはよしと思う。	①
4	札内市街	広報紙は今のままでよいと思う。	①
5	農 村	広報紙を配る側としては、町でやってくれと思うときもあるが、高齢者の見守りの手段として、地域の人が配ったほうが良いと思う。	②
6	農 村	広報紙は班長経由で配布しているが、見守りも兼ねているので、今後も地域で配布が良いと思う。	②
7	忠 類	区域内の安否確認も併せて公区長自ら広報紙の配布を行うことが本来の形。	②
8	幕別市街	広報紙は地域で配ったほうが良い(地域でつながりを持つために必要だと思うし、月1回ならそこまで負担でもない)。	③
9	農 村	広報紙の配布は地域の繋がりを兼ねているから現状のままでよい。	③
10	幕別市街	広報紙の配布は、戸数が少ないためそこまで負担と感じていない。	④
11	札内市街	広報紙の配布は現状のままでよいのでは(そこまで手間でもない)。	④
12	札内市街	広報紙の配布は公区だよりと併せて配っているので、特段手間とは感じていない。	④
13	幕別市街	広報紙を町で配ってしまうと公区に入るお金が減るので困る。	⑤
14	札内市街	未加入者への広報紙の配布については、公区長の業務として引き継いでいるので、当たり前だと思っている。広報紙配布の際に資源回収の案内や公区だよりを同封しており、未加入者への重要な情報伝達の手段となっている。	⑥
15	農 村	世帯の減少や高齢化によって地域で対応が出来ないので、広報誌の配布は町で行なってほしい。	⑦
16	農 村	広報紙は町で配ってくれると手間が減る。	⑦
17	農 村	広報紙は町で配ってくれると手間が減って助かる。	⑦
18	農 村	繁忙期(夏)の広報紙の配布は面倒。	⑦
19	札内市街	広報紙の配布はポスティングで良いと思う。回覧は回すので、高齢者の見守りに問題はない。	⑦
20	札内市街	広報紙は町で配布して良い。	⑦
21	札内市街	広報紙は町で配ってもらえるならありがたい話だが、町で配ることは費用面で現実的なのか？	⑦
22	札内市街	広報紙の配布が班長を含め大きな負担であるため、町で配布してほしい。	⑦
23	農 村	広報紙自体が必要ないと思う(HP等だけでよい)。	⑧
24	札内市街	広報紙の配布は負担軽減という意味では町でやってもらったほうが良いのだが、地域の情報収集の側面もあるから、どちらともいえない。	⑨
25	農 村	広報紙の配布が高齢単身者の見守りを兼ねている節はある。	⑩
26	幕別市街	広報紙は町で配ってくれるても問題はない(どちらでも良い)。	⑪
27	札内市街	広報紙の配布は冬場が少し負担に感じているが、どちらが配っても良い。	⑫
28	農 村	農村地域は夏場繁忙期なので、広報紙の配布が少し手間に感じているが、どちらが配っても良い。	⑬

A-5 行政区の区割り

(内訳) 幕別市街：8件、札内市街：7件、農村：17件、忠類：0件

<b>1 行政区の統合について</b>	<b>26件</b>
① 今後統合が必要になる可能性がある	6件
② 現行のままで良い(適正戸数のため/範囲が広くなり大変になるため)	5件
③ 統合するだけでは解決しない	4件
④ 統合が必要だが、難しい	4件
⑤ 統合をした方が良い	3件
⑥ 全体的に整理すべき	2件
⑦ 統合の話が地域ですでている	1件
⑧ 統合が良いとは思わない	1件
<b>2 行政区の分割について</b>	<b>3件</b>
⑨ 戸数が多いので、区を分割するという手もあるかもしれないが、住民は困惑すると思う。	1件
⑩ 小さい地区割の方がコミュニケーションもとれて、活動しやすいのではないと思う。	1件
⑪ 区割りが大きすぎる(どういった経緯でこの大きさになったのか疑問)。	1件
<b>3 その他</b>	<b>3件</b>
⑫ 公区が消滅するかもしれない	1件
⑬ 町として、公区内の戸数の適正数を決めた方が良い。	1件
⑭ 行政区の区割りをなくしても、行政運営上、大きな支障は無いのでは。	1件

No.	地域	内容	分類
1	農村	現状で困っていることはないが、5年後や10年後には区の統合等を考えなければならないと思う。	①
2	農村	行政区の統合は、将来的にはありえると思う。既に明野の地区とは水道の関係や農地・水などで一緒にやっている。	①
3	農村	将来的には、世帯や人口が減少して、老人会や公区の活動が出来なくなると思うので、その際には行政区統合の検討が必要だと思う。	①
4	農村	公区長についても実質3件で回っている状況にあり、いずれ統合を検討する可能性があると思う。	①
5	農村	離農等により世帯が減っていったら、統合は現実的な話。農事組合の区域でも統合の話題は出ている。	①
6	札内市街	高齢化や町内会未加入者の増加によって、町内会の運営が難しくなってきたので、近隣地域の意向にもよるが、将来的には町内会の統合は必要かもしれない。	①
7	幕別市街	現在の戸数が地域の活動を行う上ではちょうど良く、他の公区と統合をして、これ以上の戸数をまかなうとなると、高齢者の見守り等の「気配り」が行き届かなくなるかもしれない。	②
8	札内市街	住民が活動する上で利便性が良い区割り(行政区)は必要。自分の公区は適正人数(規模)だと思う。帯広市の民生委員は区割が無いことで活動のやりづらさがあるとも聞いている。	②
9	農村	規模的にも現在の戸数(50戸)がちょうど良い。行政区の統合は、似た現状(担い手不足、高齢化など)の公区と統合しても現状は変わらないし、かえって範囲が広くなり大変になるだけだと思う。	②
10	農村	行政区の統合は、範囲が広すぎて大変になると思う。	②
11	農村	行政区の統合は、範囲が広がって却って悪化する。	②
12	農村	公区長の担い手がいなく、高齢者ばかりなので公区(行政区)の解散を考えている(公区長不在の空白地帯ができる)が、隣の地域も同様の状況なので、統合しても意味がない。	③

No.	地域	内容	分類
13	幕別市街	現状同じ問題を抱えている行政区と統合しても、何も変わらない。	③
14	農 村	世帯数の減少と高齢化が深刻ではあるが、区域を統合するだけでは解決しないと思う。たとえば隣の地域(自分の地域より世帯が多い)と統合したとして、2年に1回は元もとの自分の地域から公区長を出せとなったときには現状より大変になる。農事組合の区域がまさに隣の地域と統合したのだが、統合前より大変になった。	③
15	農 村	統合しても、市街地と農村部で感覚が違うことや、担い手が他の地域でも不足していること、一緒になっても区域が広がるだけ等の課題は多い。	③
16	幕別市街	町の策として、行政区の規模をそろえるための統合・分割は必要かもしれない(特に市街地)。しかし実情として、統合をした際に今の町内会活動が維持できない(近隣の公区の活動が少ないため等)可能性があり、役員から反対の意見も聞いている。町内会は活動をしないと弱っていくものだと考えているため、統合しても活動が少なくなれば、結果として町内会は弱ってしまうと思う。	④
17	幕別市街	人が少なくなったら、統合は必要かもしれないが、歴史が各公区で違うから苦勞すると思う。	④
18	幕別市街	戸数が少なく、出来ないことが多いため、個人的には行政区を統合したいと思っているが、愛着がある年配の方々からは反対意見が出ると思う。	④
19	札内市街	公区の統合は、地域的に難しいかも。隣の地域は農家が居ない地区で、自分の公区とはなじまない。	④
20	農 村	戸数が減少し、活動もないので、統合をした方が良いと思うが、現時点で自分達から声を上げる雰囲気はない。誰かが動けば異論なく統合に進むと思う。	⑤
21	農 村	個人的には3つの行政区を1つにした方が良いと思う(神社の地域も3行政区にまたがっているため)。	⑤
22	札内市街	行政区内の人が減ってきているので、統合が必要と思う。	⑤
23	農 村	113の公区は多すぎると思うので、一定の反発を覚悟で一定の整理をした方が良い。地域同士の話し合いだとまとまらない。	⑥
24	農 村	行政区は残すが、活動実態に基づいて交通整理(区割り)をすると良いと思う(113→半分程度に)。	⑥
25	幕別市街	元々、地域に問題のある方が居たために地区を2つに分割した経緯があり、今はその方は亡くなっており、役員の担い手もないことから、合併した方が良いのではないかという意見が出てきている。	⑦
26	幕別市街	公区の統合は、他の公区と会費の扱いや考え方が異なるからあまり良いとは思えない。	⑧
27	幕別市街	戸数が多いので、区を分割するという手もあるかもしれないが、住民は困惑すると思う。	⑨
28	札内市街	地域を歩いていても、自分のことを公区長と認識していない方もおり、小さい地区割の方がコミュニケーションもとれて、活動しやすいのではないかとと思う。	⑩
29	札内市街	区割りが大きすぎる(どういった経緯でこの大きさになったのか疑問)。	⑪
30	農 村	他地区との合併は地域住民が嫌がると思うので考えていないが、地域内の戸数は減っており、いずれ公区が消滅するかもしれない。	⑫
31	農 村	町として、公区内の戸数の適正数を決めた方が良い。	⑬
32	札内市街	行政区の区割りをなくしても、行政運営上、大きな支障は無いのでは。	⑭

A-6 町の会議（公区長会議等）

（内訳）幕別市街：1件、札内市街：3件、農村：0件、忠類：0件

1 開催方法を変えた方が良い	3件
2 現行のままで良い	1件

No.	地域	内容	分類
1	札内市街	公区長会議は町政の報告会になっており、必要性を感じないので、もっと議論ができるような形式にした方が良い。	1
2	札内市街	現役の世代が公区長や役員を務めないで回らない公区も増えてくるだろうから、町の考え方（公区長会議を平日日中にやること等）を変えていく必要があるのでは。	1
3	札内市街	公区長会議が平日に行なわれており、現役で働いていない方しか公区長を担えないという認識が町にあるのではないか。	1
4	幕別市街	公区長会議の開催は、町からの問いかけ、対応の場として今のままだが望ましい。町の対応が遅いこともあるが。	2

A-7 行政区内の世帯数の減少・高齢化

(内訳) 幕別市街：5件、札内市街：2件、農村：10件、忠類：0件

1	世帯が減少している	9件
2	高齢化している	7件
3	その他	1件

No.	地域	内容	分類
1	農村	世帯が減少している。新規で入ってくる方は、空き屋を借りて入ってくる方ばかり。	1
2	農村	戸数は徐々に減少しているが、現時点で危機感等はない。	1
3	農村	戸数は微減しているが、現時点では問題ない。	1
4	農村	以前から、離農等で世帯数が半分になった。	1
5	農村	公区の人気はだんだん減ってきている。後継者が居ない農家もある。	1
6	農村	市街地の世帯が減少してきている。年を取って帯広の施設に入ったりしている。まだ居住している人も脚が悪かったりしている(息子等が面倒をみている)。	1
7	農村	戸数が減って、個別の負担が大きくなっている。神社の活動も減ってきている。	1
8	農村	後継者が居るのは4~5世帯程度。外部から人が入ってくることはなかなか無い。10年後には農家をやっている世帯はかなり減っているのでは。	1
9	農村	現在20戸ほど。少しずつ減少してきている。	1
10	幕別市街	高齢化で役員をできない人が増えてきている。80代の班長も居る。	2
11	幕別市街	地域の高齢化が進んでいる。	2
12	幕別市街	全体で約35戸のうち、若い世帯は5,6世帯ほど。子どもは3人ほどしか居なく、子供会はない(隣の公区の子ども会に参加しているはず)。	2
13	幕別市街	若い人はなかなか他地域から新規で入ってこない。	2
14	幕別市街	高齢化が深刻。若い世代は加入しているが行事に参加しない、もしくは加入しない世帯ばかり。公営住宅の入居者も高齢化してきている。公営住宅から班長を出しているが、実際班長として動ける人は半数程度。	2
15	札内市街	公区内に若い世帯が少なく、子どもも少ない。そのため公区に活力が無い。	2
16	札内市街	公区の高齢化が進んで、老人会と公区がほぼ同じような顔ぶれになりつつある。	2
17	農村	仕事がないと人は増えないので、農村地区の産業振興が必要。	3



「行政区のあり方」に関する公区長への聞き取り調査

## 「町内会」の課題 集計

聞き取りの中で各公区長から伺った「町内会の運営」や「町内会活動」等についての意見や課題を、下表のように分類し、それぞれ集計を行ないました。

次ページでは、各分類の集計結果と各課題（意見）の詳細について記載しています。

### 「町内会」の課題 集計結果一覧

項 目	件 数	回 答 数 内 訳 (地 域 別)			
		幕別市街	札内市街	農 村	忠 類
[B-1] 役員の担い手	15件	7件	6件	2件	0件
[B-2] 活動参加者の固定化・減少	9件	6件	0件	3件	0件
[B-3] 未加入者の取り扱い	9件	1件	8件	0件	0件
[B-4] 葬儀	4件	2件	0件	2件	0件
[B-5] その他	8件	3件	3件	2件	0件

幕別町住民福祉部住民生活課 住民活動支援係



[ 令和3年3月 作成 ]

B - 1 役員の担い手

(内訳) 幕別市街：7件、札内市街：6件、農村：2件、忠類：0件

1 役員の担い手	15件
①担い手不足	10件
②高齢化・固定化	3件
③役員をやりたくなくて脱退する人がいる。	2件

No.	地域	内容	分類
1	幕別市街	班長をやれる人が、班の中で限られてきている。	①
2	幕別市街	公営住宅に若い人が入ってきても、班長は勤めない(短い期間しか居住しない、もしくは町内会に興味がない)。	①
3	幕別市街	役員の担い手がいないので、昭和 60 年ごろから公区役員をやっている。	①
4	幕別市街	役員の担い手がいないので、公区長と会計を兼務している。	①
5	幕別市街	役員の選任に苦勞しているので、順番を決めて役員を回していくことを検討中。	①
6	農村	担い手不足(輪番ではなく、総会時に選考委員会で決定)。	①
7	札内市街	班長など役員の担い手不足や公区長の後継者がいないのが問題となっている。	①
8	札内市街	役員のなり手が居なくて、苦勞することもある。	①
9	札内市街	役員の担い手がいない。	①
10	札内市街	加入率低下、高齢化による担い手不足等の負担軽減のため、事業の見直しも検討し始めたところ。	①
11	幕別市街	町内会役員が固定化している。	②
12	農村	公区の集まりに次の世代が参加していないので、今後代替わりしていくことが課題となっている。	②
13	札内市街	同じ役員をやりたい方が居るため、役員が長期化しており、次の担い手が育たない。	②
14	幕別市街	役員やるなら町内会を抜けるという人も居る。	③
15	札内市街	班長をやりたくなくて脱退する人がいる。	③

B-2 活動参加者の固定化・減少

(内訳) 幕別市街：6件、札内市街：0件、農村：3件、忠類：0件

1 活動参加者の固定化・減少	9件
①固定化・減少している	7件
②(農村地域)非農家や離農者は活動に参加しない	2件

No.	地域	内容	分類
1	幕別市街	地域の花壇整備も、今までは毎年行っていたが、来年以降行わない方向で次の公区長に引き継ぐつもり(やりたい気持ちはもちろんあるが、人手がなく大変であるから)。	①
2	幕別市街	行事に参加する人が固定化してきている。月1回の公園の草刈りも毎回同じ顔ぶれ。	①
3	幕別市街	公園の草刈りもやれる人が少ないため、やり続けていくことは難しい。	①
4	幕別市街	草刈りの参加者が固定化してきたので、開催日を平日から日曜に変えたが、参加者は変わらなかった。	①
5	幕別市街	行事への出席率は6~7割。参加者は固定化している。	①
6	幕別市街	新年会(敬老会も合同)の出席率は3割程度。参加者が固定化している。	①
7	農村	毎年バスを借りて温泉日帰りの親睦を行っているが、参加人数が減ってバスを借りられるかギリギリの人数になってきた。	①
8	農村	非農家は地域への関心が薄く、あまり地域の活動に積極的ではない。	②
9	農村	非農家や離農者はなかなか地域の活動に参加しない。	②

B-3 未加入者の取扱い

(内訳) 幕別市街：1件、札幌市街：8件、農村：0件、忠類：0件

1 未加入者の取扱い	9件
① 公営住宅入居者に関して悩みを抱えている	4件
② アパートの住民が加入しない	2件
③ その他	3件

No.	地域	内容	分類
1	幕別市街	公営住宅に未加入者が多い。加入していてもほぼ行事への参加はなく、班長もやらない。加入しないならしないでもいいのだが、その場合敷地の草刈り等の管理は自分でやってほしい。	①
2	札幌市街	道営住宅の入居者(44世帯)については、4、5年前に自治会長から一斉に脱退する旨を伝えられた。	①
3	札幌市街	公営住宅の1棟全員が加入していないところがある。公営住宅を建て替える際に、一旦引っ越して戻ってくるが、加入しない方が今より増えるのではないかと思っている(団地の未加入者への広報紙の配布は公区長が行っている)。	①
4	札幌市街	公営住宅のある班は、未加入者が多いために班長を担う回数が多く、負担に感じている。	①
5	札幌市街	アパートの住民が加入しない。	②
6	札幌市街	アパートの人が加入しない。	②
7	札幌市街	大家が町内会費の徴収をしなくなってきたため、アパートの加入者が減少した。	③
8	札幌市街	住民には町内会に加入するメリットを問われる。	③
9	札幌市街	町内会への勧誘をしに行くと、加入するメリット云々の話をされるが、地域コミュニティは損得とか費用対効果とかで考えるものではないと思う。	③

B-4 葬儀

(内訳) 幕別市街：2件、札幌市街：0件、農村：2件、忠類：0件

1 葬儀が負担と感じている	4件
---------------	----

No.	地域	内容	分類
1	幕別市街	葬儀委員長としての挨拶が大変。	1
2	幕別市街	商売をやっているので、葬儀委員長が負担。	1
3	農村	葬儀委員長が大変。	1
4	農村	地元で葬式をすることは減ってきた(地元のお寺でやると、炊き出しの手伝いを地域でやらないといけなく大変)。	1

B-5 その他

(内訳) 幕別市街：3件、札内市街：3件、農村：2件、忠類：0件

No.	地域	内容
1	幕別市街	自分が公区長を辞めるときは、町内会の解散を考えている（必要性ないから）。
2	幕別市街	敬老会の助成について、行政区内の全住民が対象でないといけないと思うが、未加入者がいた場合、通常で行けば案内は未加入者に届かない（回覧されない）。となると、町内会で助成を受けられなくなる可能性も出てくる。
3	幕別市街	古くから居住して見知った仲なので、高齢者の見守りは自然にされており、特段公区で行う必要はない。
4	農村	町内会の活動が少なくなってきた、あまり必要性を感じていない。
5	農村	当事者意識がないから、市街地で問題が生じているのでは。班を細かく割って、班長・副班長を置いて、何かしらの仕事が持ち回りであたるようにすれば、当事者意識が生まれて、活動も活発になる気がする。
6	札内市街	広報紙や回覧物（学校だより等）の電子化や、会議のリモート化など、町が町内会に対して効率化できるツールをもっと提供して効率化を図った方が良い。
7	札内市街	70歳くらいまで働いているため、老人会が高齢化している。
8	札内市街	幕老連に加入するには、町内会とは別に老人会を作る必要があり、おかしいと思う。幕老連は必要なく、新しい老人の団体を作った方が良いと思う。こういったことも行政区のあり方を検討するうえで含んでどうか。

「行政区のあり方」に関する公区長への聞き取り調査

## 「その他」の意見 集計

聞き取りの中で各公区長から伺った「防災」や「ゴミステーション」等についての意見や課題を、下表のように分類し、それぞれ集計を行ないました。

次ページでは、各分類の集計結果と各課題（意見）の詳細について記載しています。

### 「その他」の意見 集計結果一覧

項 目	件 数	回 答 数 内 訳 (地 域 別)			
		幕別市街	札内市街	農 村	忠 類
[C-1] 防災	6件	0件	5件	1件	0件
[C-2] ゴミ関連	10件	2件	7件	1件	0件
[C-3] 近隣センター	4件	0件	3件	1件	0件
[C-4] その他	6件	2件	2件	2件	0件

幕別町住民福祉部住民生活課 住民活動支援係



[ 令和3年3月 作成 ]

C - 1 防災

(内訳) 幕別市街：0件、札幌市街：5件、農村：1件、忠類：0件

1 防災	6件
① 防災に関して町内会未加入者の取扱いに課題を抱えている	3件
② 要支援者名簿の取扱い方法に課題を抱えている	2件
③ その他	1件

No.	地域	内容	分類
1	農村	防災活動は町内会が担ってはいるが、未加入者を放っておくことも実際はできない。本当に危ないのは未加入者。	①
2	札幌市街	防災訓練が任意組織の活動として町内会に依頼がくるのはおかしいと思う。実際には未加入者も救わないわけにはいかない。	①
3	札幌市街	町内会は単なる親睦を深める集団ではなくて、有事の際(災害等)に互いを助け合うためにあるものだと、地域の人意識すれば未加入者も減ると思うが、それが難しい。	①
4	札幌市街	要支援者名簿について町から案内が届いたが、取扱い方法(役員に情報を共有しているのか等)が当事者に任せられているので、活用できない。	②
5	札幌市街	要支援者の名簿をもらったが、未加入者がいる中で町内会としてどう対応したらいいのか検討している。	②
6	札幌市街	行政区のあり方は自主防災組織と抱き合わせで考えた方が良くと思う。	③

C - 2 ゴミ関連

(内訳) 幕別市街：2件、札幌市街：7件、農村：1件、忠類：0件

1 ゴミステーション	10件
① マナーが悪い	5件
② 町内会未加入者への対応に苦慮している	3件
③ その他	2件

No.	地域	内容	分類
1	幕別市街	車で通りかけに、分別していないゴミを捨てていく者もいる(おそらく他の地域の人)。	①
2	農村	車で通りがかりにゴミを捨てていく人がいると聞いている。	①
3	札幌市街	ゴミステーションのマナーが悪い。	①
4	札幌市街	張り紙等しているが、分別をやらない人は注意しても直らない。	①
5	札幌市街	ゴミステーションのトラブルに気を使うことが多い。	①
6	幕別市街	ゴミステーションの管理、分別の徹底が大変。公区に加入していれば分別の徹底を周知することが出来るが、未加入だと難しい。	②
7	札幌市街	町内会に加入していない方のゴミステーションのあり方に疑問を持っており、町の指針が必要と感じている。	②
8	札幌市街	ゴミステーションの管理が公区長の業務なのかが曖昧で、未加入者に対してどこまで介入すべきか悩むことがある(公区長の仕事でなければ、未加入者にあまり介入できない)。	②
9	札幌市街	ごみ問題が多いと聞くので、ゴミ指導員を設置してはどうか。	③
10	札幌市街	音更町と同じく個々のゴミ捨てにしてほしい。	③

C - 3 近隣センター

(内訳) 幕別市街：0件、札幌市街：3件、農村：1件、忠類：0件

No.	地域	内容
1	札幌市街	近隣センターの役割が時代と共に変わってきている。公区では年2回しか使用していないが、草刈などの管理の方が回数が多く、管理人の担い手も高齢化している。帯広市と比べると違うかもしれないが、帯広市では、小学校区単位で福祉センター、中学校単位でコミセンを設置する基本があるので、このあり方検討の際に改修計画等にあわせて、集約化を検討してはどうか。
2	札幌市街	現在は、公区（行政区）として近隣センターを管理しているため、行政区全員を対象に出来ているが、町内会に移行した場合は、近隣センターの管理方法も考えなくてはならない（町内会加入者のみが対象では良くないため）。
3	札幌市街	近隣センターまで距離があり、高齢者もいるため、会合などは近くの飲食店で行なうことが多い。音更町で空き家を地域コミュニティの集会所にしていると聞いたので、幕別町でもできないか検討してほしい。
4	農村	公区で近隣センターを使用するのは、新年会のみ。農事組合の集まりも地域の会館と交互で使用するため、現在はほとんど使用していない。

C - 4 その他

(内訳) 幕別市街：2件、札幌市街：2件、農村：2件、忠類：0件

No.	地域	内容
1	幕別市街	町で商工業を含めた地域活性化を担当する「課」を設けて、包括的に取り組んでほしい。
2	幕別市街	地域内に空き地・空き家が増えてきている。所有者が管理してくれればいいが、草が伸びてひどいところもある。
3	札幌市街	区内の独居老人が増えてきている感じがする。そういった方に何かあった時（入院したとき等）に町から情報があれば助かる（個人情報の兼ね合いはあると思うが）。
4	札幌市街	敬老祝い金について、元々は町で実施していたもの。今は地域で開催する場合に申請して交付されるが、申請書類が多くあるが、収支を求めない。改善の検討をしてもらいたい。
5	農村	限られた予算の中で効率的な事務を行ってほしい（町全体に対して）。
6	農村	地域に子どもがいないので、学校だよりは必要ない。



# 幕別町地域敬老行事開催奨励金 申請の手引

幕別町住民福祉部保健課

## 【問合せ先】

住民福祉部保健課高齢者支援係	電話 0155-54-3812
〒089-0692 幕別町本町130番地1	FAX 0155-54-3839

## 目 次

奨励金について	1 ~ 2
Q&A	3 ~ 4
申請書記入例	5 ~ 6
幕別町地域敬老行事開催奨励金交付要綱	7~10
住民基本台帳閲覧申出書	11

# 敬老行事の地域開催に対して支援します

## ～地域敬老行事開催奨励金制度～

多年にわたり地域社会の発展のために力を尽くされた高齢者の方々の長寿を祝い、広く敬老の思想を普及し、高齢者の生きがいと健康を高める機会とするため、それぞれの地域で世代間の交流や連帯の中で開催される敬老行事の開催に対し、奨励金を交付します。

### ◆奨励金の対象となる高齢者

幕別町に居住する 77 歳以上の方  
(敬老行事の開催時に 76 歳の方でも、年度末の 3 月 31 日現在で年齢満 77 歳の方は対象です。)

※令和 3 年度は、「昭和 20 年 4 月 1 日以前に生まれた方」が対象です。

### ◆敬老行事とは

行政区内に住む高齢者の全員に案内し、敬老の意を表すために一つの会場にて催される行事です。

開催の時期は問いませんし、既存の町内会行事にあわせて開催しても構いません。

※令和 3 年度についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、敬老行事を開催することができない場合に限り、記念品等の贈呈だけであっても、奨励金の対象といたします。



#### 【既存の町内会行事の例】

花見、夏まつり、観楓会、新年会や町内会総会など

## ◆奨励金の額

行政区内の 77 歳以上の方全員について、一人あたり 1,000 円を奨励金の額とします。(行事に欠席した場合も奨励金の交付対象です。)

この奨励金は同じ年度内に一人につき一回限り対象(住所を異動していない介護福祉施設等の入居者や、年度内に町内で転居された方などはこの限りではありません。)とし、また、同じ地域を対象として2回以上申請することはできません。

## ◆奨励金の申請方法

- ① 敬老行事を開催した日(親睦旅行など2日以上の日程をかけて開催する場合などはその最終日)から14日以内に、申請書に対象者名簿などの必要書類を添えて申請してください。
- ② 添付する名簿は、公区などで独自に作成したものでも構いませんが、氏名と生年月日が記載されたものにしてください。
- ③ 対象者にお知らせした文書などがあれば、その写しも添付してください。
- ④ 敬老行事の内容の確認のため、催しの様子がわかる写真を2枚程度添付してください。
- ⑤ 複数の町内会などが共同で開催する場合、代表者名で申請してください。

## ◆奨励金の決定・交付

出席者の数および対象者であるかどうかを確認し、奨励金の金額を決定します。(奨励金の対象者は、幕別町に住所を有し、その年度末現在で年齢が満77歳以上の方となります。ただし、幕別町に住所を有しないが、町内の行政区活動に参加している方やなども対象者になり得ますので、ご相談ください。)

受領の方法は希望により指定の口座に振り込むか、窓口で現金受取かを選択できます。

## ◆Q & A

Q1 対象者に記念品を配る場合は対象となるか？

A1 一つの会場に集まらずに記念品を配るだけの場合は対象にはなりません。

敬老行事を開催したうえで、欠席者を含めてお祝いの品を配る場合はもちろん対象となりますし、より望ましいことと考えています。

※ 令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、敬老行事を開催することができない場合に限り、記念品等を贈呈するだけであっても対象となります。

記念品等の贈呈のみを実施した場合は、敬老行事を開催することができなかった理由を交付申請書の開催行事の名称欄に記載し、記念品等の写真を添付して申請をしてください。

Q2 町内会で開催するときに77歳以上に限定しなくてもよいか？

A2 対象者を拡大していただく分には構いませんが、奨励金の対象は77歳以上の方に限ります。

例えば80歳以上と対象者を縮小したり、米寿の方などの特定の年齢の方のみ対象とする場合は奨励金の対象とする行事にはなりません。

Q3 老人クラブの会員を対象として敬老会を行なっているが対象となるか？

A3 あくまで行政区内の 77 歳以上の高齢者全員を対象とすることを想定していますので、案内が行政区内の一部の方だけになる場合は、対象となりません。

Q4 毎年、町内会の祭りに高齢者を招待しているが、敬老行事として扱うことは？

A4 77 歳以上の方全員に案内しており、敬老のために開催されるものであれば対象です。

Q5 いくつかの町内会で共同開催したいが、申請はどうすればよいか？

A5 敬老行事を開催するための代表者を決めていただき、その代表者名で申請してください。

ただし、対象者の名簿は町内会ごとに作成してください。

# 申請書記入例

様式第1号（第4条関係）

幕別町地域敬老行事開催奨励金交付申請書

令和〇〇年〇月〇〇日

幕別町長 飯田 晴義 様

団体名 **〇〇〇公区(町内会)**  
 (〇〇地域敬老会実行委員会 など)  
 代表者氏名 〇〇 〇〇〇 印  
 住所 **幕別町〇〇町〇〇〇番地**  
 電話番号 **0155-〇〇-〇〇〇〇**

幕別町地域敬老行事開催奨励金交付要綱第4条の規定により、地域敬老行事開催奨励金を受けたいので、次のとおり申請します。

奨励金申請額 <small>※別紙対象者名簿に記載した高齢者の数×1,000円</small>	<b>35,000 円</b>
開催日	<b>令和〇年〇月〇日</b>
開催場所（会場名）	<b>〇〇町近隣センター</b>
開催行事の名称	<b>〇〇公区(町内会)敬老会 (新年会、花見会など)</b>

○奨励金の受領方法（希望の方法に○を付けてください。）

1 次の場所にて現金で受領します。 （下記ア～エのいずれかにも○を付けてください。）			
ア 役場会計課 ウ 札内支所	イ 忠類総合支所地域振興課 エ 糠内出張所		
2 次の口座に振込んでください。 （指定の口座の内容について下記ご記入ください。）			
金融機関名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店
種別	<input checked="" type="radio"/> 1 普通 <input type="radio"/> 2 当座 <input type="radio"/> 3 その他 (            )	口座番号	0 0 1 2 3 4 5
(フリガナ)	〇〇〇コウク カイケイ 〇〇 〇〇〇 〇〇〇公区(町内会) 会計 〇〇 〇〇〇		

口座名義のフリガナは正確に記載してください。

地域敬老行事開催奨励金対象者名簿（〇〇〇公区(町内会)）

	氏名	生年月日		氏名	生年月日
1	幕別 太郎	大正〇年〇月〇日	26		年 月 日
2	忠類 花子	昭和〇年〇月〇日	27	複数の公区等により共催となる場合は、それぞれの公区ごとに名簿を作成してください。	日
3	札内 一郎	昭和〇年〇月〇日	28		日
4		年 月 日	29		年 月 日
5	敬老行事の対象とした方のうち、77歳以上の方を記載してください。 年度末までに誕生日を迎える76歳の方も対象になります。				月 日
6	※令和3年度は、「昭和20年4月1日以前に生まれた方」が対象です。				月 日
7	対象者の「氏名」と「生年月日」が記載されたものであれば、公区等で独自に				月 日
8	お使いになっている名簿を代わりに添付しても構いません。				月 日
9		年 月 日	34		年 月 日
10		年 月 日	35		年 月 日
11		年 月 日	36		年 月 日
12		年 月 日	37		年 月 日
13		年 月 日	38		年 月 日
14		年 月 日	39		年 月 日
15		年 月 日	40		年 月 日
16		年 月 日	41		年 月 日
17		年 月 日	42		年 月 日
18		年 月 日	43		年 月 日
19		年 月 日	44		年 月 日
20		年 月 日	45		年 月 日
21		年 月 日	46		年 月 日
22		年 月 日	47		年 月 日
23		年 月 日	48		年 月 日
24		年 月 日	49		年 月 日
25		年 月 日	50		年 月 日

※この名簿の代わりに、独自にお使いの名簿を添付いただいても結構です。



## 幕別町地域敬老行事開催奨励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、長年にわたって地域社会の発展に貢献された方々の長寿を祝うとともに敬老思想の高揚を図り、地域における支え合い活動を促進するため、その地域における敬老行事に対し地域敬老行事開催奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することを目的とする。

### (対象事業)

第2条 奨励金の交付の対象となる事業(以下「敬老行事」という。)は、行政区等が同一の会場に高齢者(幕別町に住所を有する者で、奨励金の交付を受けようとする年度の末日現在で年齢満77歳以上のものをいう。以下同じ。)を招待して開催する敬老のための催しとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が適当と認めるものについては、敬老行事とみなして奨励金を交付することができる。

### (奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、敬老行事の対象となる高齢者の数に1,000円を乗じて得た額とする。

2 前項の場合において、奨励金の額を算定する基礎となる高齢者の数は、当該高齢者1人につき1年に1回限りとする。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

### (交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする行政区等(以下「事業実施者」という。)は、敬老行事を開催したときは、開催日後14日以内に、幕別町地域敬老行事開催奨励金交付申請書(様式第1号)及び対象者名簿(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

### (交付決定)

第5条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、奨励金の交付の可否を決定しなければならない。

2 町長は、前項により奨励金の交付を決定したときは、幕別町地域敬老行事開催奨励金交付決定通知書(様式第3号)により事業実施者に通知するものとする。

### (交付決定等の取消し)

第6条 事業実施者が偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定を受け、又は奨励金の交付を受けた場合は、町長は、当該不正のあった奨励金の交付に係る決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症の影響により敬老行事を開催することができなかつた場合の特例)

2 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の影響により、令和2年度又は令和3年度中に敬老行事を開催することができなかつたと認められる場合において、当該年度中に当該敬老行事の対象となる高齢者に記念品等を贈呈したときは、敬老行事を開催したものとみなす。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

幕別町地域敬老行事開催奨励金交付申請書

年 月 日

幕別町長 様

団体名  
代表者氏名 印  
住所  
電話番号

幕別町地域敬老行事開催奨励金交付要綱第4条の規定により、地域敬老行事開催奨励金を受けたいので、次のとおり申請します。

奨励金申請額 ※別紙対象者名簿に記載した高齢者の数×1,000円	円
開催日	年 月 日
開催場所（会場名）	
開催行事の名称	

○奨励金の受領方法（希望の方法に○を付けてください。）

1 次の場所にて現金で受領します。 (下記ア～エのいずれかにも○を付けてください。)			
ア 役場会計課		イ 忠類総合支所地域振興課	
ウ 札内支所		エ 糠内出張所	
2 次の口座に振込んでください。 (指定の口座の内容について下記ご記入ください。)			
金融機関名		支店名	
種 別	1 普通 2 当座 3 その他 ( )	口座番号	.....
(フリガナ) 口座名義			

※開催状況の写真を添付願います。

地域敬老行事開催奨励金対象者名簿

	氏名	生年月日		氏名	生年月日
1		年 月 日	26		年 月 日
2		年 月 日	27		年 月 日
3		年 月 日	28		年 月 日
4		年 月 日	29		年 月 日
5		年 月 日	30		年 月 日
6		年 月 日	31		年 月 日
7		年 月 日	32		年 月 日
8		年 月 日	33		年 月 日
9		年 月 日	34		年 月 日
10		年 月 日	35		年 月 日
11		年 月 日	36		年 月 日
12		年 月 日	37		年 月 日
13		年 月 日	38		年 月 日
14		年 月 日	39		年 月 日
15		年 月 日	40		年 月 日
16		年 月 日	41		年 月 日
17		年 月 日	42		年 月 日
18		年 月 日	43		年 月 日
19		年 月 日	44		年 月 日
20		年 月 日	45		年 月 日
21		年 月 日	46		年 月 日
22		年 月 日	47		年 月 日
23		年 月 日	48		年 月 日
24		年 月 日	49		年 月 日
25		年 月 日	50		年 月 日

※この名簿の代わりに、独自にお使いの名簿を添付いただいても結構です。

様式第3号（第5条関係）

幕別町地域敬老行事開催奨励金交付決定通知書

年 月 日

様

幕別町長

年 月 日付けで申請のあった幕別町地域敬老行事開催奨励金について、次のとおり決定したので通知します。

交付決定額	円
交付予定日	年 月 日
交付方法	

住民基本台帳閲覧申出書  
(個人又は法人による申出用)

幕 別 町 長 様

令和 年 月 日

申 出 者	氏 名 (法人名及び代表者名)	(公区長)  (自署又は押印)
	住 所 (所在地)	幕別町
(※共同申出者がいる場合)	氏 名 (法人名及び代表者名)	(自署又は押印)
	住 所 (所在地)	
閲覧事項の利用目的	地域敬老行事開催のため	
申出に係る住民の範囲	公区内在住の令和4年4月1日時点で77歳以上の男女 (地域敬老行事対象者名簿作成のため)	
閲 覧 者	氏 名	
	住 所	
閲覧事項取扱者の範囲 (法人の場合)	活動責任者	住所 (又は役職名)  氏名
	閲覧事項の管理方法	申出者が自宅において善良な管理者の注意義務をもって閲覧事項を管理する
(※調査研究に利用する場合)	成果の取扱	
	実施体制	
(※委託者がいる場合)	氏 名 (法人名及び代表者)	
	住 所 (所在地)	